
美里町耐震改修促進計画

平成20年9月

美 里 町

目 次

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 計画策定の背景 | 1 |
| 2 | 基本方針・計画の目標 | 2 |
| | (1) 計画の目的 | 2 |
| | (2) 計画の位置付け | 2 |
| | (3) 計画期間 | 2 |
| | (4) 対象地域 | 2 |
| | (5) 対象建築物 | 3 |
| | (6) 計画の目標 | 4 |
| 3 | 想定される地震の規模と被害の状況 | 5 |
| | (1) 過去の地震被害 | 5 |
| | (2) 宮城県沖地震の長期評価 | 5 |
| | (3) 第三次地震被害想定調査の前提条件等 | 6 |
| | (4) 建築物等被害の予測結果 | 7 |
| 4 | 建築物の耐震化の状況と目標設定 | 9 |
| | (1) 建築物の耐震化の状況 | 9 |
| | (2) 耐震改修等の目標の設定 | 16 |
| 5 | 住宅・建築物耐震化の実施計画 | 20 |
| 6 | 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項 | 21 |
| | (1) 住宅の耐震診断及び耐震改修 | 21 |
| | (2) 町有建築物の耐震診断及び耐震改修 | 24 |
| | (3) 地震時に通行を確保すべき道路 | 25 |
| | (4) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策 | 25 |
| 7 | 啓発及び知識の普及に関する施策 | 26 |
| | (1) 地震ハザードマップの公表 | 26 |
| | (2) 相談窓口の設置 | 26 |
| | (3) パンフレット、講演会等による啓発及び知識の普及 | 26 |
| | (4) 技術者の養成 | 27 |
| | (5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策 | 27 |
| | (6) 室内の安全対策 | 27 |
| | (7) 町内会、NPO等との連携に関する方針 | 27 |

| | | |
|-----|----------------------|----|
| 8 | その他関連施策 | 28 |
| (1) | 宮城県建築物等地震対策推進協議会 | 28 |
| (2) | みやぎ方式による地震防災プログラムの推進 | 28 |
| (3) | ブロック塀等の倒壊防止対策 | 28 |
| (4) | 宮城県住宅耐震隊推進協議会 | 29 |
| (5) | 被災建築物・宅地の応急危険度判定 | 29 |

巻末資料

- 資料 - 1 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）
- 資料 - 2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）
- 資料 - 3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針
- 資料 - 4 消防法 別表第1、危険物の規制に関する政令 別表第3及び第4

1 計画策定の背景

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、建築物の倒壊等により多くの尊い命が奪われました。この地震による直接的な死者数の約9割の方が住宅・建築物の倒壊等によるものと報告されています。また、倒壊した建築物による道路の閉塞や火災の発生等により、避難・救援・消火活動が妨げられ、被害の拡大をまねく大きな原因となりました。



写真-1.1 新潟県中越沖地震による住宅の倒壊の状況

近年、新潟中越地震、福岡県西方沖地震などの大地震が頻発し、家屋倒壊等による甚大な被害が短い期間で発生している状況にあることから、地震は「いつ」「どこで」発生してもおかしくないとの認識が専門家の間でも広がっています。

これらの状況を踏まえ、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）の中では、今後10年間で地震による被害を被害想定から半減させることを目標に、住宅及び建築物の耐震化率を90%にすることを目標に定めています。

本町では、平成8年8月に鬼首断層を震源と見られるマグニチュード5.9の宮城県北部地震が、平成15年7月に旭山撓曲を震源と見られるマグニチュード6.4の宮城県北部連続地震により大きな被害を受けています。また、大規模災害の可能性のある「宮城県沖地震」が近い将来高い確率で発生することが予測されており、地震被害を軽減するためにも早急に住宅・建築物の耐震化を進めていくことが必要とされています。

2 基本方針・計画の目標

(1) 計画の目的

「美里町耐震改修促進計画」（以下、「本計画」という）は、今後発生が予想される地震被害から町民の生命、身体及び財産を保護するため、県や建築関係団体、自治会等と連携して計画的かつ総合的に建築物の耐震化を推進するために策定します。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、平成 17 年に改正された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という）の内容を踏まえるとともに、「宮城県耐震改修促進計画」や本町の防災に係る総合的な運営を計画化した「美里町地域防災計画」等との整合を図りつつ、建築物の耐震化を促進していくための基本計画として位置づけます。

「建築物の耐震改修の促進に関する法律」の主な改正内容

国土交通大臣が基本方針を策定し、地方公共団体は耐震改修促進計画を策定することで、計画的に耐震化を促進すること

国民に建築物の安全性を確保する努力義務があり、特に多数のものが利用する建築物等の所有者は耐震診断・改修の努力義務があること

特定建築物 は用途に応じて規模を引き下げるとともに、危険物を取り扱う建築物や、緊急輸送路等の道路を閉塞させるおそれがある住宅・建築物も新たに対象とすること

特定建築物に対して、所管行政庁による指導、助言、指示等を実施し、指示に従わない場合は公表すること

所有者が耐震改修計画を申請し、認定された耐震改修工事については、耐震関係規定以外の不適格事項があっても適用しない特例を設けること

耐震改修支援センターによる債務保証、情報提供等を実施すること

特定建築物

法第 6 条第 1 号：学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、福祉施設等多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの

法第 6 条第 2 号：火薬類、石油類、その他の危険物の一定数量以上のものの貯蔵場、処理場

法第 6 条第 3 号：宮城県・美里町の耐震改修促進計画に記載された避難路等を閉塞させるおそれがある建築物

(3) 計画期間

本計画の計画期間は、平成20年度から平成27年度までとします。なお、国や県の施策の動向や計画の進捗状況の検証等により、必要に応じて計画内容を見直します。

(4) 対象地域

本計画の対象区域は、美里町全域とします。

(5) 対象建築物

昭和53年の宮城県沖地震などの建物被害の状況を踏まえ、昭和56年6月に耐震基準の抜本的な見直しを含む新しい建築基準法（以下、新耐震基準とする）が施行されました。阪神・淡路大震災では、昭和56年以前の建築物で軽微な被害及び無被害が全体の1/3程度であるのに対し、昭和57年以降の建築物では約75%と、被害が少なかったことが明らかとなっています。

このことから、昭和57年以降に建てられた建築物は新耐震基準が適用されているため、耐震性があると想定します。

これを踏まえて、本計画の対象建築物は、原則として昭和56年以前に建てられた旧耐震基準が適用されている建築物を対象とします。

また、震災時における必要性や緊急性を考慮し、以下の建築物を優先的に耐震化を図る必要のある建築物とします。

表-2.1 優先的に耐震化を図る建築物

| | |
|-------------|--|
| 特定建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 多数の者が利用する建築物(学校、病院、劇場、集会場、百貨店、事務所、ホテル、老人ホーム、賃貸住宅(共同住宅に限る。)等)で一定規模以上のもの ・ 一定数量以上の危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 ・ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とする恐れがある建築物 |
| 特定建築物以外の建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災後、復旧活動の拠点となる公共性の高い建築物 ・ 高齢者、災害時要援護者が利用する施設 ・ 多数の者が利用する施設 ・ 住宅(大規模な分譲共同住宅を含む。) ・ 形態、構法、構造壁の配置、建築年代等からみて耐震性能が劣ると考えられる建築物 |
| 町有建築物 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災拠点となる施設 ・ 被災時における避難、救護に必要な施設 ・ 高齢者、身体障害者等災害弱者が利用する施設 ・ 多数の者が利用する施設 ・ その他の施設 |

(6) 計画の目標

住宅

住宅の耐震化率の目標は、「国の基本方針」及び「宮城県耐震改修促進計画」を踏まえて、平成27年度末までに90%とすることとします。なお、現在の住宅の耐震化率は表-2.2のとおりです。

表-2.2 住宅の耐震化率の目標

| | 現況の耐震化率 | 目標とする耐震化率 (平成27年度末) |
|-----|---------|------------------------|
| 住 宅 | 46.8% | 90% |

特定建築物

特定建築物の耐震化率の目標は、「国の基本方針」及び「宮城県耐震改修促進計画」を踏まえて、民間建築物、町有建築物共に、平成27年度末までに90%とすることとします。なお、現在の特定建築物の耐震化率は表-2.3のとおりです。

表-2.3 特定建築物の耐震化率の目標

| | 現況の耐震化率 | 目標とする耐震化率 (平成27年度末) |
|---------|---------|------------------------|
| 民間特定建築物 | 46.7% | 90% |
| 町有特定建築物 | 85.2% | 90% |

町有建築物

町有建築物については、防災上重要な拠点施設や指定避難所及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進めます。

3 想定される地震の規模と被害の状況

(1) 過去の地震被害

本町はこれまで度重なる地震被害を受けており、最近では平成15年7月に発生した宮城県北部連続地震において、旧南郷町地域では大きな被害を受けました。

また、宮城県の沖合から日本海溝までの海域を震源域として繰り返し発生する海溝型地震による被害も多く発生しています。

表-3.1 宮城県における主な地震被害

| 年 | 震源地（地震名称） | マグニチュード | 主な被害 |
|------|----------------------|---------|---|
| 1900 | 宮城県北部 | 7.0 | 遠田郡で被害最大。死者13人、負傷者4人、家屋全壊44棟 |
| 1933 | 三陸沖（三陸地震） | 8.1 | 津波による被害。死者・行方不明308人、負傷者145人、家屋倒壊528棟、流出950棟 |
| 1960 | チリ沖 （チリ地震津波） | 8.5 | 津波による被害。死者・行方不明54人、負傷者641人、家屋全壊977棟、流出434棟 |
| 1962 | 宮城県北部 （宮城県北部地震） | 6.5 | 田尻町、南方村を中心に被害。死者3人、負傷者272人、家屋全壊340棟 |
| 1978 | 宮城県沖 （宮城県沖地震） | 7.4 | 死者27人、負傷者1,273人、家屋全壊1,180棟 |
| 2003 | 宮城県沖 | 7.1 | 重軽傷者64人、家屋半壊11棟、一部破損1,033棟 |
| 2003 | 宮城県北部 （宮城県北部連続地震） | 6.4 | 重軽傷者645人、家屋全壊1,250棟、半壊3,726棟、一部破損10,998棟 |

出典：宮城県地域防災計画

(2) 宮城県沖地震の長期評価

平成12年11月27日、政府の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「推進本部」という。)が公表した「宮城県沖地震の長期評価」によると、宮城県沖地震の発生の可能性は年々高まっており、今後20年以内に次の地震が起こる可能性が高いとされています。その地震規模はM7.5程度(日本海溝寄りの海域の地震と連動した場合M8.0程度)であり、発生確率は2020年までは約80%、2030年までは90%以上とされています。

また、推進本部は、主要な活断層や海溝型地震の長期評価を随時公表しており、平成20年1月1日を算定基準日とする宮城県沖地震の評価は表-3.2のとおりとなっています。今後10年及び30年以内の地震発生確率は、それぞれ60%程度、99%となっており、他の海溝型地震と比べて特に高い発生確率となっています。さらに平均発生間隔も比較的短く、定期的に発生してきています。

表-3.2 宮城県沖地震の長期評価の概要（基準日 平成20年1月1日）

| 領域または地震名 | 長期評価で予想した 地震規模 (マグニチュード) | 地震発生確率 | | | 平均発生間隔 |
|----------|--------------------------------|-----------|-----------|-----------|--------------------------|
| | | 10年 以内 | 30年 以内 | 50年 以内 | 最新発生時期 |
| 宮城県沖 | 7.5前後 (連動8.0前後) | 60% 程度 | 99% | - | 37.1年 ----- 29.6年前 |

出典：「活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧」
(平成20年1月11日、地震調査研究推進本部地震調査委員会)

(3) 第三次地震被害想定調査の前提条件等

宮城県では、地震調査研究推進本部で想定された、宮城県沖地震（単独）と（連動）、そして仙台市の直下に位置している長町 - 利府線断層帯の地震の3地震について、第3次地震被害想定調査を実施しています。

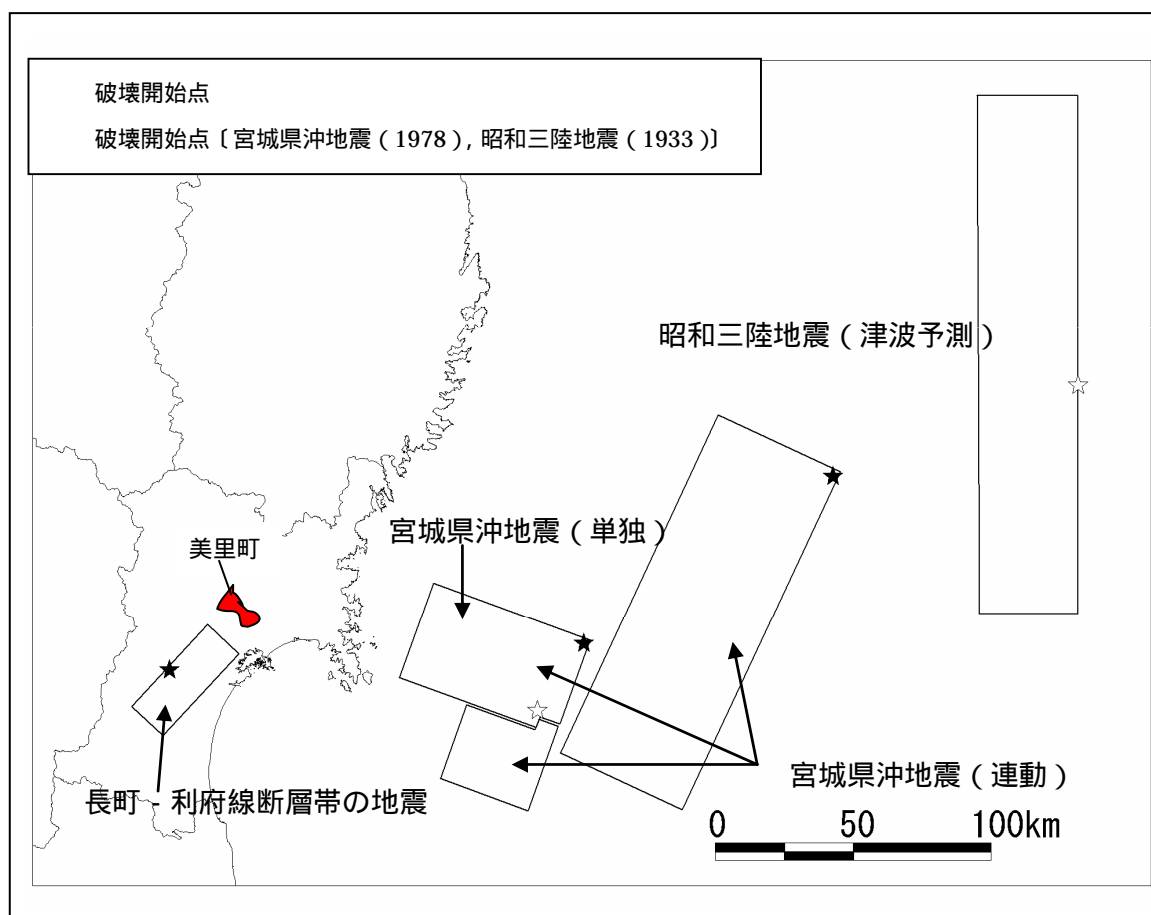


図-3.1 第3次地震被害想定で想定した地震の断層モデル位置

出典：美里町地域防災計画

(4) 建築物等被害の予測結果

表-3.3 第3次地震被害想定 of 主な概要

| 項目 | | 想定地震 | 宮城県沖地震 (単独) (海洋型) | 宮城県沖地震 (連動) (海洋型) | 長町-利府線断層 帯の地震(内陸直下) |
|-----------------------|----------|----------|---|--|--|
| モーメント・マグニチュード (Mw) | | | 7.6 | 8.0 | 7.1 |
| 予想震度 | | | 県中部の東松島市から登米市にかけての地域, 県北部の美里町周辺, 仙台市東南で震度6強, これらの周辺で震度6弱となり, 県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。 | 県中部の東松島市から石巻市にかけての地域, 美里町から登米市にかけての地域で震度6強, これらの周辺で震度6弱となり, 県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。 | 仙台市の青葉区及び泉区の東部で震度6強, その周辺で震度6弱となっている。仙台市の東部を中心に影響を及ぼすと予想される。 |
| 液状化危険度 | | | 県中部から北部中央及び仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。 | 単独地震と同様に, 県中部から北部中央及び仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。 | 仙台市東部及び大郷町の平地で液状化危険度が高いところが分布している。 |
| 主な想定被害の結果 | 建築物 | 全壊・大破棟数 | 5,496 棟 | 7,595 棟 | 15,251 棟 |
| | | 半壊・中破棟数 | 38,701 棟 | 50,896 棟 | 40,537 棟 |
| | 火災 | 炎上出火数 | 122 棟 | 158 棟 | 199 棟 |
| | | うち延焼出火数 | 71 棟 | 95 棟 | 119 棟 |
| | | 焼失棟数 | 2,482 棟 | 2,874 棟 | 4,509 棟 |
| | 人的 | 死者数 | 96 人 | 164 人 | 620 人 |
| | | 負傷者数 | 4,014 人 | 6,170 人 | 11,003 人 |
| | | うち重傷者数 | 468 人 | 658 人 | 983 人 |
| | | 要救出者数 | 366 人 | 663 人 | 5,038 人 |
| | | 短期避難者数 | 90,335 人 | 122,174 人 | 173,239 人 |
| | うち長期避難者数 | 13,010 人 | 16,669 人 | 41,066 人 | |

(注1) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し, 風向が西北西, 風速が6m/秒のケースである。

(注2) 津波による被害は含まない。

出典: 美里町地域防災計画

表-3.4 本町における建築物の被害予測結果一覧表

| 区 分 | | 宮城県沖単独 | 宮城県沖連動 | 長町 - 利府線 | |
|------|---------------|-----------|--------|----------|----|
| 建物被害 | 全壊（棟） | 491 | 369 | 0 | |
| | 半壊（棟） | 3,116 | 2,648 | 4 | |
| 火災 | 夏 昼 12 時 | 全炎上出火点（件） | 3 | 3 | 0 |
| | | 焼失数（数） | 10 | 32 | 0 |
| | 冬 夕 18 時 | 全炎上出火点（件） | 4 | 3 | 0 |
| | | 焼失数（数） | 18 | 11 | 0 |
| 人的被害 | 朝 4 時 火災なし | 死者（人） | 13 | 7 | 0 |
| | | 負傷者（人） | 310 | 237 | 0 |
| | | 短期避難者（人） | 5,504 | 4,447 | 31 |
| | 夏 昼 12 時 | 死者（人） | 7 | 4 | 0 |
| | | 負傷者（人） | 260 | 208 | 0 |
| | | 短期避難者（人） | 5,517 | 4,519 | 31 |
| | 冬 夕 18 時 | 死者（人） | 9 | 4 | 0 |
| | | 負傷者（人） | 250 | 193 | 0 |
| | | 短期避難者（人） | 5,531 | 4,498 | 31 |

出典：美里町地域防災計画

4 建築物の耐震化の状況と目標設定

(1) 建築物の耐震化の状況

住宅及び建築物のストック数

町内の建築物数を平成19年度美里町家屋課税データにより集計すると、全建築物数が22,785棟、うち木造建築物は19,809棟であり、約9割を占めています。

表-4.1 町内建築物棟数一覧表

(単位:棟)

| | 全棟数 | 木造 | 非木造 | | | |
|--------------|--------|--------|-----------|-----|-------|-------|
| | | | 鉄筋コンクリート造 | 鉄骨造 | その他 | |
| 昭和56年以前の建築棟数 | 15,797 | 14,082 | 1,715 | 87 | 1,054 | 574 |
| 昭和57年以降の建築棟数 | 6,988 | 5,727 | 1,261 | 52 | 664 | 545 |
| 合計 | 22,785 | 19,809 | 2,976 | 139 | 1,718 | 1,119 |

出典:平成19年美里町固定資産税家屋課税台帳

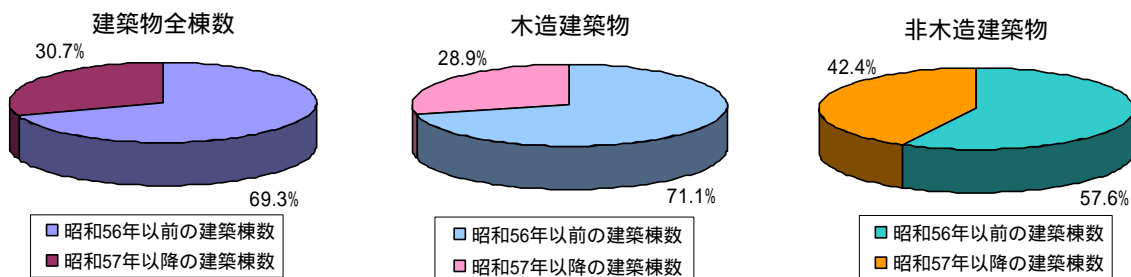


図-4.1 建築物数の建築年度・構造別の割合

また、町内の住宅数を平成19年度美里町課税台帳により集計すると、全住宅数は11,519戸で、建築時期別及び構造別の戸数の集計は表-4.2のとおりです。

表-4.2 町内住宅戸数一覧表

(単位:戸)

| | 全戸数 | 木造 | 非木造 | | | |
|--------------|--------|--------|-----------|-----|-----|-----|
| | | | 鉄筋コンクリート造 | 鉄骨造 | その他 | |
| 昭和56年以前の建築戸数 | 7,122 | 6,978 | 144 | 15 | 83 | 46 |
| 昭和57年以降の建築戸数 | 4,397 | 3,927 | 470 | 16 | 120 | 334 |
| 合計 | 11,519 | 10,905 | 614 | 31 | 203 | 380 |

出典:平成19年美里町固定資産税家屋課税台帳

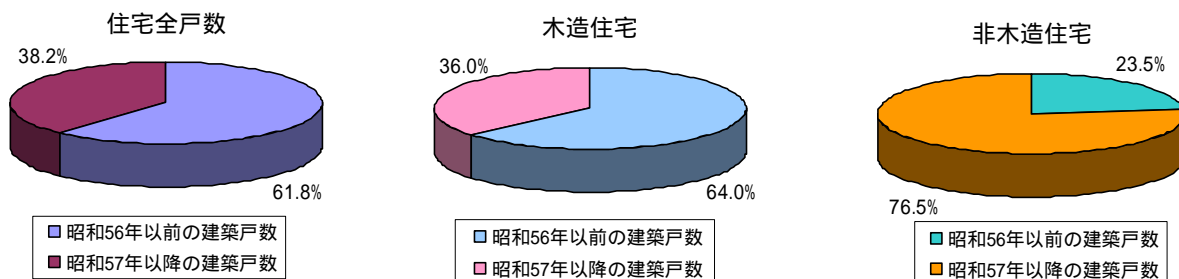


図-4.2 住宅数の建築年度・構造別の割合

住宅の耐震化の状況

美里町内の住宅のうち、耐震性を有する住宅の戸数と耐震化率を、平成19年度美里町課税台帳を基に推計し、町内の住宅の耐震化の状況を把握します。

美里町内の住宅総数約11,519戸のうち、「昭和57年以降の建築戸数」は4,397戸、「昭和56年以前の建築戸数」は7,122戸となっています。「昭和56年以前の建築戸数」のうち、「耐震性を有する戸数」については995戸と推計されます。

以上から、住宅総数のうち「耐震性を有する戸数」は5,392戸となり、本町の住宅耐震化率は46.8%と推計できます。

表-4.3 住宅の耐震化の状況

(単位:戸)

| 種別 | 全戸数 = + | 昭和57年以降の建築戸数 | 昭和56年以前の建築戸数 = + | 耐震性を有する戸数 = × 推計値 | 耐震性不十分 | 耐震性を有する全住宅戸数 = + | 耐震化率 (%) = / × 100 |
|-----------|------------|--------------|---------------------|----------------------|--------|---------------------|-----------------------|
| | | | | | | | |
| 戸建住宅 | 10,922 | 4,020 | 6,902 | 828 | 6,074 | 4,848 | 44.4 |
| その他、共同住宅等 | 597 | 377 | 220 | 167 | 53 | 544 | 91.1 |
| 合計 | 11,519 | 4,397 | 7,122 | 995 | 6,127 | 5,392 | 46.8 |

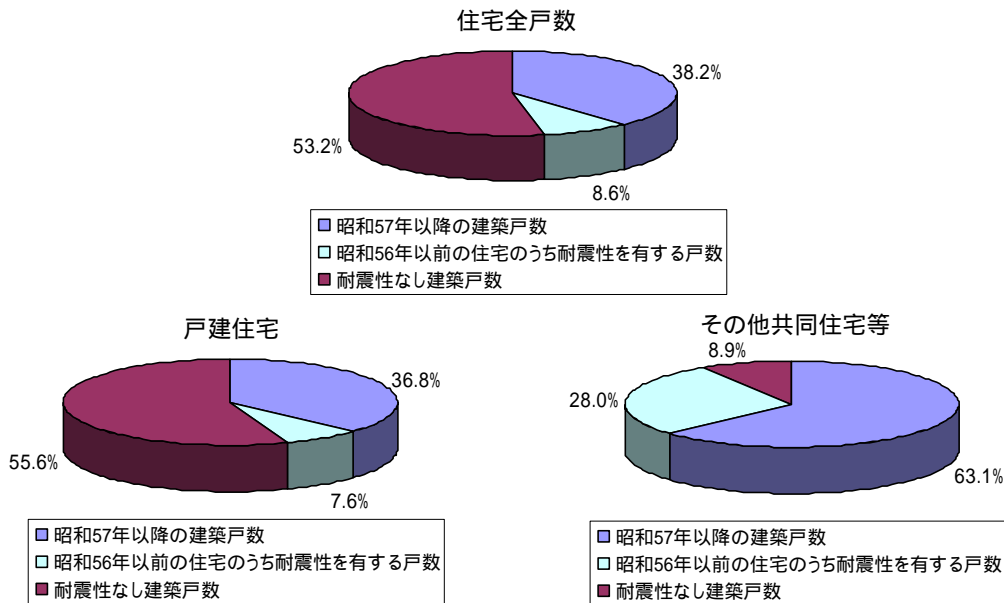


図-4.3 住宅の耐震化の状況

耐震性を有する住宅及び耐震化率とは

耐震性を有する住宅とは、新耐震基準適用の昭和57年以降に建てられた全住宅戸数と、旧耐震基準適用の昭和56年以前に建てられた住宅のうち、耐震性を有すると考えられる住宅戸数を国土交通省調査の推計値から算出した住宅戸数となります。また、耐震化率は町内全住宅数に対し、耐震性を有する住宅の割合を示します。

旧耐震基準の住宅のうち、耐震性を有する住宅の推計

旧基準建築物のうち耐震性を有する住宅の戸数は、国土交通省が実施した都道府県アンケート結果（平成14年3月末実施）を用いて推計します。アンケート結果は次のとおりです。

旧基準の戸建て住宅のうち、耐震性あり12%、耐震性なし88%

旧基準の共同住宅等のうち、耐震性あり76%、耐震性なし24%

よって、旧耐震基準の住宅のうち戸建住宅は12%、共同住宅等は76%が「耐震性を有する住宅」と推計します。

特定建築物の耐震化の状況

特定建築物は耐震改修促進法において、表-4.4、表-4.5、図-4.4のとおりに規定されています。これに基づき特定建築物の状況をまとめました。

表-4.4 特定建築物の対象となる種類及び規模

| 法 | 政令 | 特定建築物の用途・種類 | 指導・助言 対象規模 | 指示 対象規模 |
|---|--|---|--|------------------------|
| 第6条 第1号 | 第2条 第2項 第1号 | 幼稚園・保育所 | 階数が2以上 かつ 500m ² 以上 | 750m ² 以上 |
| | 第2条 第2項 第2号 | 小学校等 (小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校) | 階数が2以上 かつ 1,000m ² 以上 | 1,500m ² 以上 |
| | | 老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの | 階数が2以上 かつ 1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| | 第2条 第2項 第3号 | 病院、診療所 | 階数が3以上 かつ 1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 |
| | | 劇場、観覧場、映画館、演芸場 | | |
| | | 集会場、公会堂 | | |
| | | 展示場 | | |
| | | ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 | | |
| | | 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗 | | |
| | | ホテル、旅館 | | |
| | | 博物館、美術館、図書館 | | |
| | | 遊技場 | | |
| | | 公衆浴場 | | |
| | | 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの | | |
| 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗 | | | | |
| 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの | | | | |
| 自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設 | | | | |
| 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物 | | | | |
| 学校(第2号以外の学校) | 階数が3以上 かつ 1,000m ² 以上 | - | | |
| 卸売市場 | | | | |
| 賃貸住宅(共同住宅に限る)、寄宿舎、下宿 | | | | |
| 事務所 | | | | |
| 工場(危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物を除く) | | | | |
| 第2条 第2項 第4号 | 体育館 | 1,000m ² 以上 | 2,000m ² 以上 | |
| 第6条 第2号 | 第3条 | 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物 | 政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理するすべての建築物 | 500m ² 以上 |
| 第6条 第3号 | 第4条 | 地震によって倒壊した場合において、その敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物 | 政令で定める高さを越える建築物 | - |

法：「建築物の耐震改修の促進に関する法律」、政令：同施行令

表-4.5 法第6条第2号に該当する危険物の種類と数量

| 危険物の種類 | 危険物の数量 |
|--------------------------|-----------------------|
| 火薬類 | 火薬の場合 10t 他規定あり |
| 「危険物の規制に関する政令」別表第3の指定危険物 | 各々「指定数量」の10倍 |
| 同政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類 | 30t |
| 同政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 | 20m ³ |
| マッチ | 300 マッチトン |
| 可燃性ガス（ ・ 除く） | 20,000m ³ |
| 圧縮ガス | 200,000m ³ |
| 液化ガス | 2,000t |
| 毒物及び劇物取締法第二条第一項に規定する毒物 | 20t |
| 同第二項に規定する劇物 | 200t |

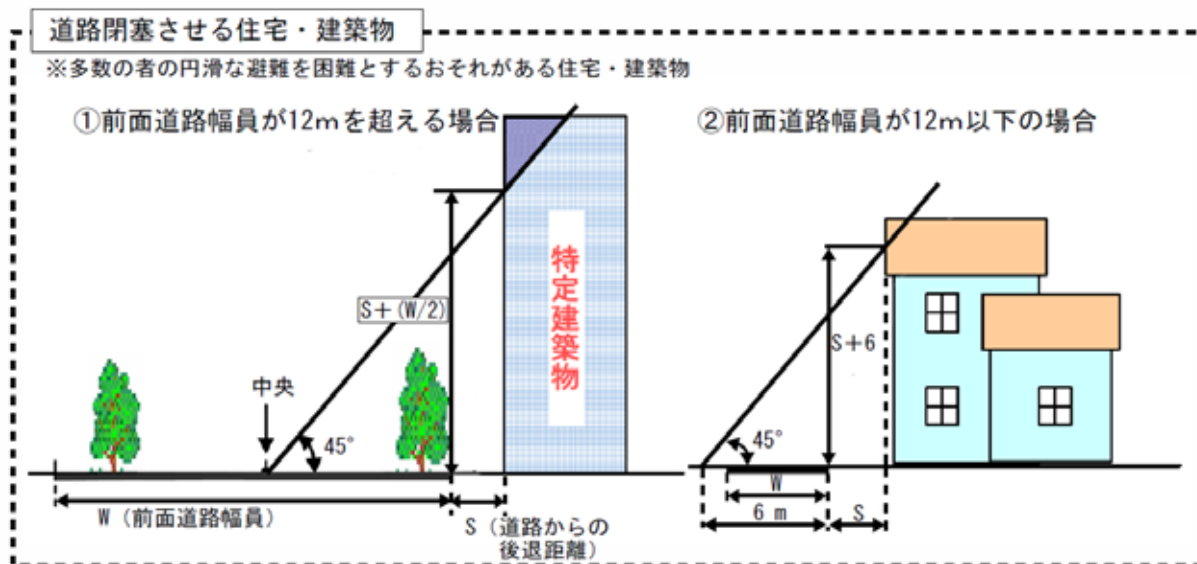
マッチトンはマッチの計量単位。1 マッチトンは並型マッチ（56×36×17mm）で7,200個、約120kg

「危険物の規制に関する政令」別表第3及び第4は巻末資料に示します。

法第6条第3号に規定される特定建築物の高さの基準

| |
|-------------------------------------|
| 前面道路幅員が12mを超える場合：道路幅員の1/2の高さを超える建築物 |
| 前面道路幅員が12m以下の場合：6mを超える高さの建築物 |

本計画において、前面道路は宮城県耐震改修促進計画に記載された緊急輸送道路とします。



資料：国土交通省ホームページ

図-4.4 法第6条第3号に規定される特定建築物の高さの基準

町内には第6条第2号に該当する建築物は無いため、第6条第1号と第3号の特定建築物について取りまとめます。

< 多数の者が利用する特定建築物 >

本町の法第6条第1号に該当する特定建築物（以降、1号特定建築物と示す）の耐震化の状況は表-4.6のとおりです。1号特定建築物については、民間建築物と町有建築物を合わせて42棟の該当建築物のうち、30棟が耐震性を満たしており、耐震化率は71.4%となっています。

表-4.6 多数の者が利用する特定建築物

| 特定建築物 | | 全棟数 (+) | 新基準 建築物 | 旧基準 建築物 (+) | のうち、 耐震性有り | 耐震性有り 棟数 (+) | 耐震化率 (%) (/ × 100) | |
|------------|------------------|-------------------------|------------|---------------------|---------------|----------------------|--------------------------------|-------|
| 法 | 用途 | | | | | | | |
| 法第6条第1号 | 防災対策施設 | 市役所、警察署、消防署等 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | |
| | | 町有 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0.0 | |
| | | 民間 | 0 | 0 | 0 | 0 | - | |
| | 避難施設等 | 学校、体育館、幼稚園、保育所 | 19 | 9 | 10 | 8 | 17 | 89.5 |
| | | 町有 | 19 | 9 | 10 | 8 | 17 | 89.5 |
| | | 民間 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 医療施設 | 病院・診療所 | 3 | 2 | 1 | 0 | 2 | 66.7 |
| | | 公共 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 100.0 |
| | | 民間 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 50.0 |
| | 社会福祉施設等 | 老人ホーム等 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 100.0 |
| | | 町有 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 100.0 |
| | | 民間 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 100.0 |
| | 不特定多数人員 収容施設 | 公民館、百貨店、飲食店、ホテル・旅館、遊技場等 | 5 | 1 | 4 | 1 | 2 | 40.0 |
| | | 町有 | 2 | 0 | 2 | 1 | 1 | 50.0 |
| 民間 | | 3 | 1 | 2 | 0 | 1 | 33.3 | |
| 特定多数人員収容施設 | 事務所、工場、共同住宅、寄宿舎等 | 11 | 6 | 5 | 0 | 6 | 54.5 | |
| | 町有 | 2 | 2 | 0 | 0 | 2 | 100.0 | |
| | 民間 | 9 | 4 | 5 | 0 | 4 | 44.4 | |
| 合計 | 合計 | 42 | 21 | 21 | 9 | 30 | 71.4 | |
| | 町有 | 27 | 14 | 13 | 9 | 23 | 85.2 | |
| | 民間 | 15 | 7 | 8 | 0 | 7 | 46.7 | |

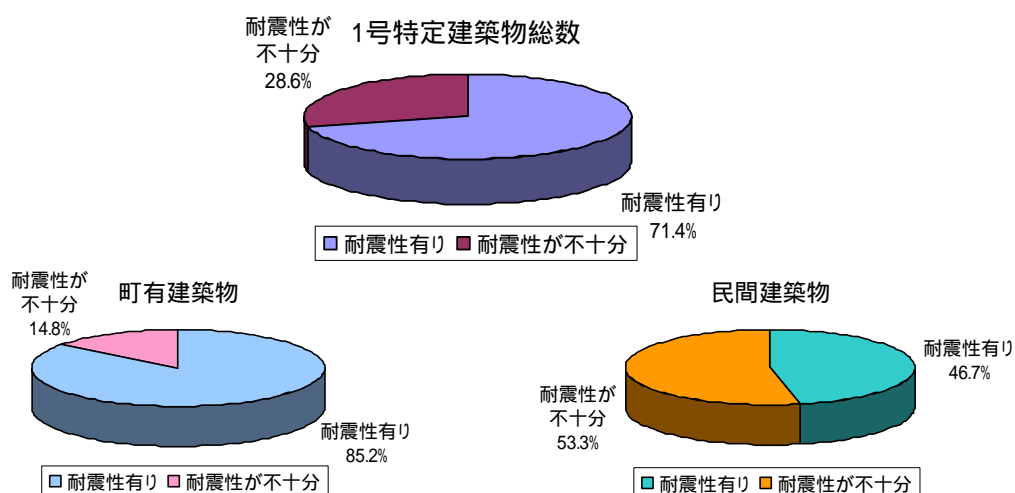


図-4.5 1号特定建築物の耐震化の現状

<避難路等を閉塞させるおそれがある特定建築物>

県地域防災計画及び町地域防災計画において、指定している緊急輸送道路は図-4.6の路線です。以下の道路の面する建築物で、閉塞のおそれのある建築物についてまとめました。

- ・ 第一次緊急輸送道路
 国道108号
- ・ 第二次緊急輸送道路
 国道346号、主要地方道鹿島台高清水線、主要地方道石巻鹿島台大衡線、
 一般県道鳴瀬南郷線、町道庁舎前線
- ・ 第三次緊急輸送道路
 一般県道涌谷三本木線、一般県道小牛田停車場線

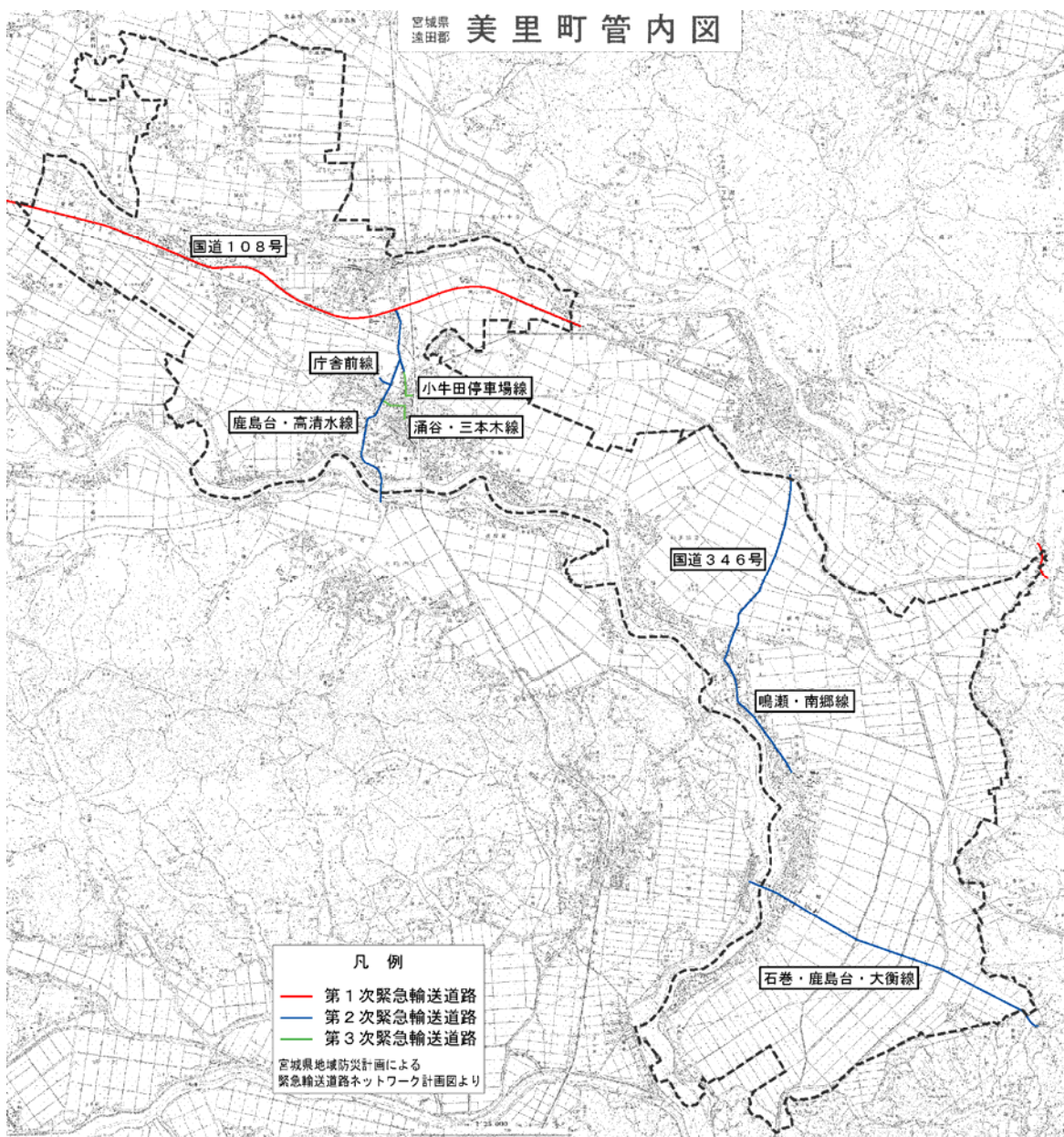


図-4.6 緊急輸送道路位置図

緊急輸送道路沿いにおいて、第6条第3号に規定される特定建築物の高さの基準を満たす建築物を調査したところ、表-4.7のとりの棟数が確認されました。

表-4.7 緊急輸送道路を閉塞させるおそれのある特定建築物

単位：棟

| 緊急輸送道路 | 道 路 名 | 全棟数 (+) | 新基準 建築物 | 旧基準 建築物 (+) | のうち、 | 耐震性有り 棟数 (+) | 耐震化率 (%) (/ × 100) |
|--------|---------------|--------------|------------|---------------------|-------|----------------------|------------------------------|
| | | | | | 耐震性有り | | |
| 第1次 | 国道108号 | 1 | 1 | 0 | 0 | 1 | 100.0 |
| 第2次 | 国道346号 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 主要地方道鹿島台高清水線 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 50.0 |
| | 主要地方道石巻鹿島台大衡線 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 一般県道鳴瀬南郷線 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| | 町道庁舎前線 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | - |
| 第3次 | 一般県道涌谷三本木線 | 3 | 3 | 0 | 0 | 3 | 100.0 |
| | 一般県道小牛田停車場線 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 50.0 |
| 合 計 | | 8 | 6 | 2 | 0 | 6 | 75.0 |

課税台帳で建物の詳細が不明なものは耐震性無しに含む

(2) 耐震改修等の目標の設定

住宅

平成27年度の住宅の耐震化率は、新築戸数や建替え等を考慮すると75.3%と推計されます。本町では、国の基本方針や宮城県耐震改修促進計画等を踏まえ、平成27年度までに住宅の耐震化率を90%にすることを目標とします。目標達成のためには、1,818戸の施策による更なる耐震化の促進が必要であり、年間あたり約230戸の耐震化が必要です。

なお、耐震化の進捗状況については、美里町課税台帳データをもとに集計し、進行管理を行います。

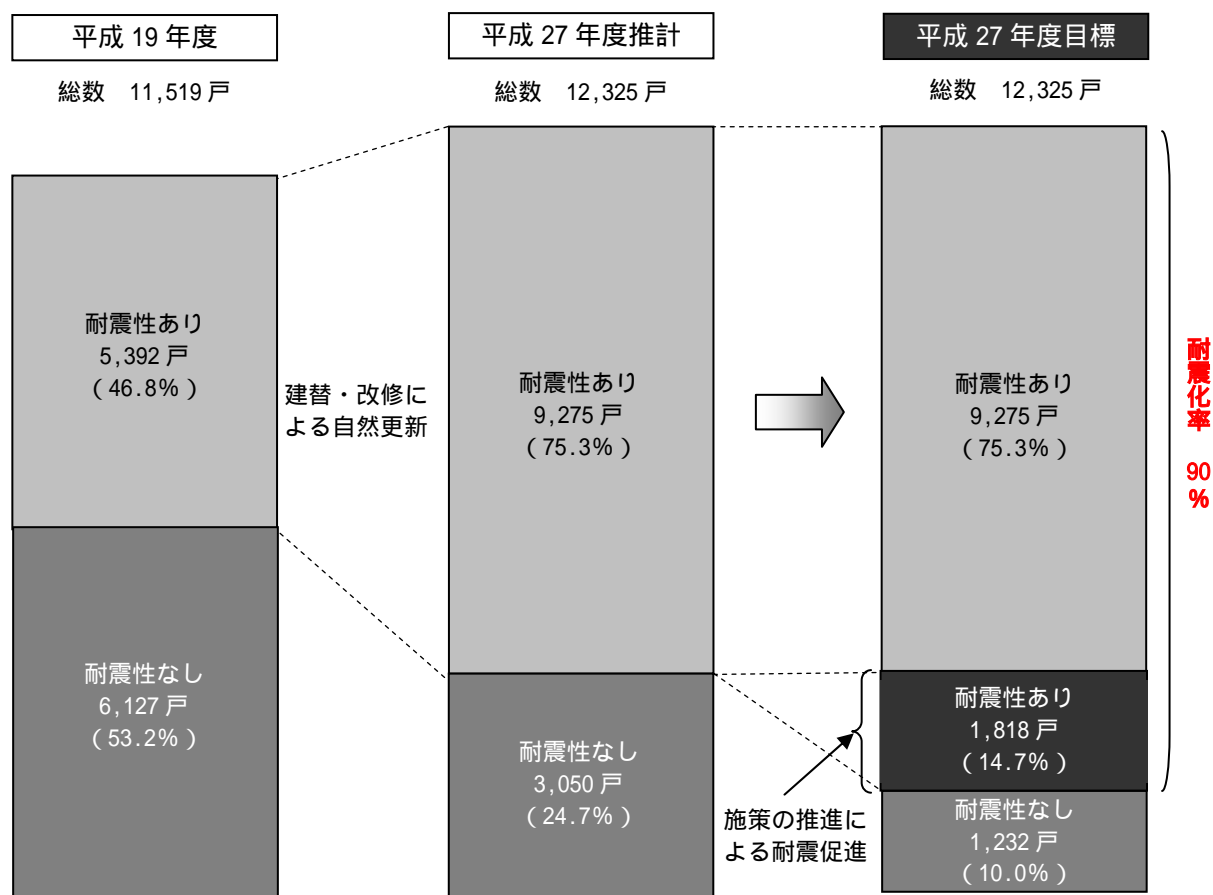


図-4.7 平成 27 年度時点における住宅の耐震化の目標

民間特定建築物

本町では、国の基本方針や宮城県耐震改修促進計画等を踏まえ、平成27年度までに特定建築物の耐震化率を90%にすることを目標とします。平成27年度の特定建築物棟数が平成19年度と同じと仮定すると、目標を達成するためには、1号特定建築物では7棟（年間約1棟）の耐震化が必要です。

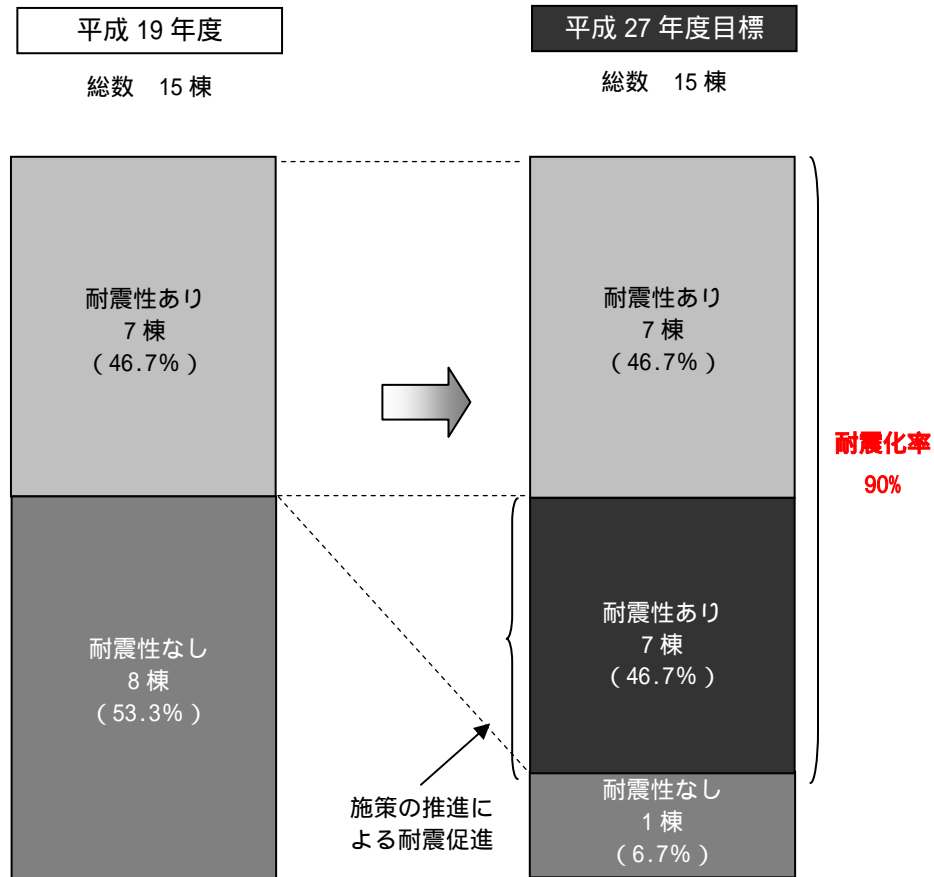


図-4.8 平成 27 年度時点における特定建築物の耐震化の目標

町有建築物

平成20年2月現在の本町の町有特定建築物の耐震化の状況は85.2%となっています。

本町では、地震による被害を最小限にとどめるため、防災上重要な拠点施設や指定避難所及び多数の町民が利用する施設等の耐震化を優先するなど、防災対策上の重要度・緊急度を踏まえながら計画的に耐震化(耐震診断、建替、耐震改修、除却)を進め、平成27年度末までに耐震化率90%とすることを目標とします。

表-4.8 町有特定建築物の耐震化状況

(単位:棟)

| | 合計 (棟数) A | 旧耐震基準の建築物 | | | 新耐震基準の 建築物 E = A - B | 耐震性のある 町有建築物 F = C + D + E | 耐震化率 (%) G = F / A × 100 |
|--------|-----------------|-----------|-------------|------------|----------------------------|----------------------------------|--------------------------------|
| | | 総数 B | 耐震性確認済 C | 耐震改修済 D | | | |
| 学 校 | 17 | 8 | 2 | 6 | 9 | 17 | 100.0 |
| 社会福祉施設 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 100.0 |
| 町営住宅 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 100.0 |
| 公民館等 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 50.0 |
| 体育館 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 病院等 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 100.0 |
| 庁舎 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 合 計 | 27 | 13 | 3 | 6 | 14 | 23 | 85.2 |

出典:町調査結果による(H20年2月現在)

表-4.9 指定避難所のうち町有建築物の耐震化状況

(単位:棟)

| 合計 (棟数) A | 旧耐震基準の避難所 | | | 新耐震基準 の避難所 E = A - B | 耐震性のある 避難所 F = C + D + E | 耐震化率 (%) G = F / A × 100 |
|-----------------|-----------|-----------------|----------------|----------------------------|--------------------------------|-----------------------------------|
| | 総数 B | 耐震性 確認済 C | 耐震改修 済 D | | | |
| 27 (13) | 14 (6) | 1 (1) | 3 (3) | 13 (7) | 17 (11) | 63.0 (84.6) |

()は避難所のうちの特定建築物の棟数

表-4.10 特定建築物、指定避難所以外の町有建築物の耐震化状況

(単位:棟)

| | 合計 (棟数) A | 旧耐震基準の建築物 | | | 新耐震基準の 建築物 E = A - B | 耐震性のある 町有建築物 F = C+D+E | 耐震化率 (%) G = F/A × 100 |
|--------|-----------------|-----------|-------------|------------|----------------------------|------------------------------|------------------------------|
| | | 総数 B | 耐震性確認済 C | 耐震改修済 D | | | |
| 教育施設 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | 3 | 100.0 |
| 社会福祉施設 | 8 | 5 | 0 | 0 | 3 | 3 | 37.5 |
| 町営住宅等 | 123 | 75 | 0 | 0 | 48 | 48 | 39.0 |
| 集会場 | 18 | 4 | 0 | 0 | 14 | 14 | 77.8 |
| 体育施設 | 2 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 100.0 |
| 診療所 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0.0 |
| 庁舎・事務所 | 3 | 1 | 0 | 0 | 2 | 2 | 66.7 |
| 水道施設 | 2 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 50.0 |
| 店舗 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 100.0 |
| 合計 | 161 | 87 | 0 | 0 | 74 | 74 | 46.0 |

5 住宅・建築物耐震化の実施計画

住宅・建築物の耐震化促進のためには、その所有者又は管理者が、地震対策を自らの問題のみならず、地域の問題として意識して自主的に耐震化に取り組むことが重要です。特に、災害時に重要な役割を果たす公共建築物や多数の者が利用する建築物については、耐震性を含めた安全性を確保する社会的責任がその所有者等にあると考えられます。

このような基本的認識に基づき、町、建築物所有者等は、既存建築物の耐震診断・改修の促進のため、以下の事項の実施に努めることとします。

住宅・建築物所有者等の役割

住宅・建築物の所有者は、地震災害対策を自らの問題のみならず、地域全体の問題といった認識を持って主体的に住宅・建築物の耐震化に取り組みます。特に旧耐震基準によって建てられた住宅建築物の耐震改修や建替え等に努め、「自らの生命と財産を守る」ことを基本とし、地震時における道路閉塞、出火など、地域の安全に影響を与えかねないことを十分に認識して主体的に耐震化に取り組むこととします。

本町の役割

本町は、「町民の生命・財産を守る」ことを基本とし、本計画に基づき、優先的に耐震化すべき建築物や地域の耐震化を促進して地震に強いまちづくりに努めます。町民に対しては防災教育、講演会等の事業を積極的に実施し、建築物の安全性の向上、地域の連帯による防災意識の高揚に関する啓発及び知識の普及、情報提供や相談窓口の設置を行うこととします。

6 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

(1) 住宅の耐震診断及び耐震改修

普及・啓発

本町では、新たな建築予定者に対して、宮城県地震地盤図等を参考に建築予定地の地盤の特性を窓口相談等において周知し、特定行政庁の指導により、建築物の耐震化の推進に努めます。

また、既存建築物については、耐震診断・耐震改修に対する指導・普及啓発を行います。

耐震診断・耐震改修の促進

本町では、戸建木造住宅の倒壊及び人的被害を軽減するために、次の事業を活用しながら耐震診断による危険性の把握と、これに基づく耐震改修の促進を行います。

事業概要

耐震診断助成事業

- ・耐震一般診断 建築の専門家等（耐震診断士）が、詳細な実地調査と各種資料を基に、基礎・地盤と上部構造に分けて耐震性を診断します。
- ・改修計画 一般診断結果を基に、重大な基礎・地盤の注意事項を解消し、かつ、上部構造評点が1.0以上となるよう改修計画を作成します。

耐震改修工事助成事業

- ・改修設計 改修計画を基に、具体的な補強工法・材料を決定し、関連する内装等一時撤去再仕上げの範囲、材料等を計画します。また、これに要する概算工事費の積算を行います。
- ・改修工事 改修設計に基づき、工事を実施します。

木造住宅耐震診断助成事業

| | |
|-----------|---|
| 事業主体（申込先） | 美里町 |
| 事業概要 | 住宅所有者の求めに応じ市町村が一般診断及び耐震改修計画作成を行う「木造住宅耐震診断士」を派遣し、その経費の一部を負担します。 |
| 補助対象区域 | 美里町全域 |
| 対象建築物 | 昭和 56 年 5 月 31 日までに着工した在来軸組構法または枠組壁工法による戸建て住宅（平屋建てから 3 階建てまで） |
| 補助率限度額等 | 費用： 144,000 円～174,000 円 本人負担： 8,000 円～38,000 円 公的負担： 136,000 円（国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4） |

木造住宅耐震改修工事助成事業

| | |
|-----------|---|
| 事業主体（申込先） | 美里町 |
| 事業概要 | 住宅所有者が耐震改修設計及び耐震改修工事を行う場合に、その費用の一部を助成します。 |
| 補助対象区域 | 美里町全域 |
| 対象建築物 | 昭和 56 年 5 月 31 日までに着工した在来軸組構法または枠組壁工法による戸建て住宅（平屋建てから 3 階建てまで）で、この事業で助成を受けていない住宅、また次のいずれかに該当すること （ア）木造住宅耐震改修計画等助成事業で作成した耐震改修計画に基づき改修設計及び改修工事を行う住宅、または精密診断の総合評点が 0.7 未満の住宅で、建替え工事を実施する場合。 （イ） で作成した耐震改修計画に基づき改修設計及び改修工事を行う住宅、または「耐震一般診断」の上部構造評点が 0.7 未満の住宅で、建替え工事を実施する場合。 |
| 補助率限度額等 | 補助率：耐震化工事に係る費用の 1/3 以内（上限 300,000 円） （国 1/2, 県 1/4, 市町村 1/4） |

耐震一般診断：耐震診断助成事業により地震に対する安全性を診断していること

避難弱者木造住宅耐震改修工事助成事業

| | |
|-----------|--|
| 事業主体（申込先） | 美里町 |
| 事業概要 | 地震時の避難が困難な高齢者のみの住宅、障害者が居住する住宅等の耐震改修設計及び耐震改修工事を行う場合に、その費用の一部を補助します。 |
| 補助対象区域 | 美里町全域 |
| 対象建築物 | 65 歳以上の高齢者のみが居住する住宅又は、肢体不自由または視覚障害による 1 級または 2 級の身体障害者手帳の交付を受けた方が居住する住宅等で、上記 と同様の対象建築物 |
| 補助率限度額等 | 補助額：耐震化工事に係る費用の 1/6（上限 150,000 円/件） |

「住宅・建築物に係る耐震改修促進税制（固定資産税ほか）」

耐震改修工事を行う際の費用負担が、住宅の耐震化の妨げにならぬよう、平成 18 年度に耐震改修促進税制が設立されました。これにより、耐震改修工事の対象建築物所有者は、所得税の特別控除、固定資産税の減額措置を受けることができます。本町では、補助対象地域の認定に必要な耐震改修に関する事業の実施と、特別控除と減額措置を受けるために必要な証明書の発行を行っています。

| 区 分 | 固定資産税 |
|------|--|
| 対象住宅 | 昭和 57 年 1 月 1 日以前に所在する住宅（1 戸当たり 120 m ² 相当部分まで） |
| 対象区域 | 対象区域に制限なし |
| 特例期間 | 平成 18 年 1 月 1 日～平成 27 年 12 月 31 日までに耐震改修が完了したもの |
| 対象工事 | 改修の費用が 30 万円以上で、現行の耐震基準（木造住宅の場合、総合評点が 1.0 以上で地盤及び基礎が安全）に適合させる耐震改修工事 |
| 控除額 | 以下の期間固定資産税が 2 分の 1 に減額されます <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18～21 年工事完了：3 年間 ・平成 22～24 年工事完了：2 年間 ・平成 25～27 年工事完了：1 年間 |

「住宅ローン減税制度」（平成19年度改正）

平成19年度の改正では「税源移譲に対応した住宅ローン減税の効果を確保するための控除額の特例」が創設されました。税源の移譲に伴い中低所得者層の減税額が減少することを踏まえ、控除期間の延長等の特例を創設し、住宅ローン減税の効果を確保することを目的とします。

| 区 分 | 概 要 | |
|---|--|---|
| | 現行 | 特例（平成 19 年度改正） |
| 対象住宅 | （主として居住の用に供する） 1) 住宅の新築・・・床面積 50 m ² 以上 2) 新築住宅の取得・・・床面積 50 m ² 以上 3) 既存住宅の取得・・・床面積 50 m ² 以上 築後 20 年以内（耐火建築物は 25 年以内）又は地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準に適合すること 4) 増改築等・・・床面積 50 m ² 以上 | |
| 適用居住年、控除期間 | 平成 16 年～平成 20 年居住分 10 年間 | 平成 19 年～平成 20 年居住分 15 年間 |
| 控除額等 （税額控除） 〔借入金等の 年末残高×控 除率〕 | 借入金等の年末残高の限度額 2,500 万円 適用年 控除率 最高 19 年居住分 1～6 年目 1.0% 25 万円 7～10 年目 0.5% 12.5 万円 合計最高控除額 200 万円 借入金等の年末残高の限度額 2,000 万円 適用年 控除率 最高 20 年居住分 1～6 年目 1.0% 20 万円 7～10 年目 0.5% 10 万円 合計最高控除額 160 万円 | 借入金等の年末残高の限度額 2,500 万円 適用年 控除率 最高 19 年居住分 1～10 年目 0.6% 15 万円 11～15 年目 0.4% 10 万円 合計最高控除額 200 万円 借入金等の年末残高の限度額 2,000 万円 適用年 控除率 最高 20 年居住分 1～10 年目 0.6% 12 万円 11～15 年目 0.4% 8 万円 合計最高控除額 160 万円 |
| 所得要件 | 合計所得金額 3,000 万円以下 | |
| 適用期限 | 平成 20 年 12 月 31 日 | |
| 居住用財産の買い換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰り越し控除制度との併用 | | |

(2) 町有建築物の耐震診断及び耐震改修

台帳の整備

町有建築物の規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行います。

耐震診断・耐震改修の促進

庁舎、学校、災害時の指定避難所、社会福祉施設等災害時要援護者用施設、病院、不特定多数収容施設（集会場、ホール等）など、防災上重要な公共建築物の防災性・耐震性の向上に努めます。

また、町有建築物で災害時に被害の恐れのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については補強設計・補強工事を実施します。なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の強化に努めます。



写真-6.1 耐震改修実施済みの施設（不動堂中学校）

(3) 地震時に通行を確保すべき道路

緊急輸送道路の選定、沿道建築物の耐震化促進について

地震発生時に、緊急車両の通行や住民の避難に特に重要となる道路を選定し、建築物の倒壊によって通行が阻害されないよう、沿道建築物の耐震化を促進します。

また、住宅・建築物の耐震化の実施のために必要となる、避難路等の道路閉塞率等の調査のため、道路幅員等の調査を行い、道路等を閉塞する恐れのある住宅・建築物について、耐震診断及び耐震改修の促進を図ります。

台帳の整備

本町では、対象建築物の所有者・管理者、規模、構造、用途、建築・改築時期、耐震診断・耐震改修の有無・今後の予定、定期報告の内容等からなる台帳を整備し、この台帳を基にして耐震診断・耐震改修の進行管理を行います。

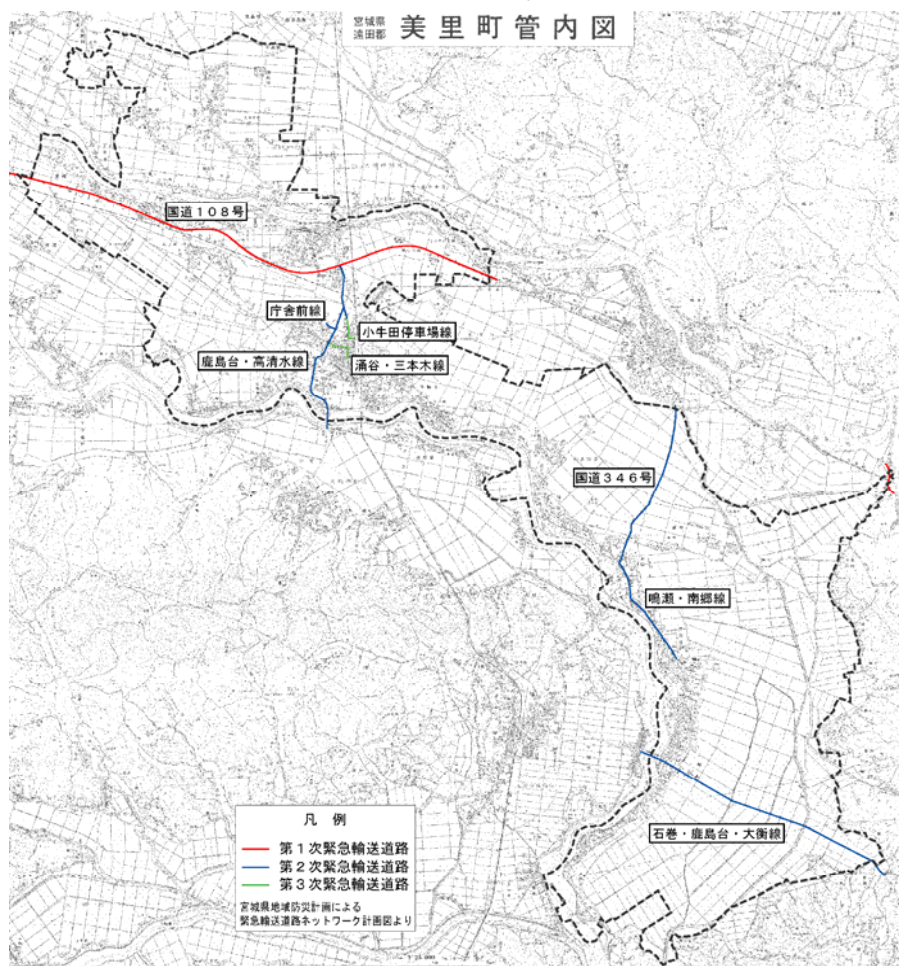


図-6.1 緊急輸送道路位置図

(4) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

本町では、地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害を軽減するため、急傾斜地崩壊対策事業等を活用して建築物の被害の軽減対策に努めます。

7 啓発及び知識の普及に関する施策

(1) 地震防災マップの公表

本町において想定される地震による震度や住宅の倒壊率（危険度）、避難所位置等を示した地震防災マップを作成し、各家庭への配布とホームページ等での公表を行います。地震に関する情報を地図上に展開し、町民が地震による地域の危険度を周知することで、平常時からの防災意識の向上、住宅・建築物の耐震化の促進を図ります。

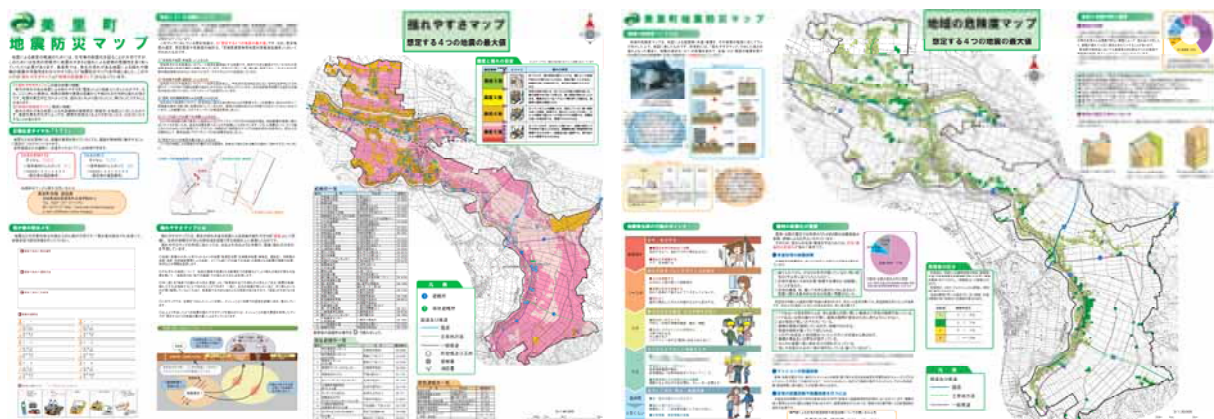


図-7.1 美里町地震防災マップ

(2) 相談窓口の設置

近年、悪質なりフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっています。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要があります。

本町では、建設課内に相談窓口を設置し、耐震診断・耐震改修等に係わる相談を受け付けます。また、建築関連団体等と連携し、耐震改修やリフォーム等の具体的な工事内容や費用等の情報提供に努めます。

(3) パンフレット、講演会等による啓発及び知識の普及

本町では、町民の防災意識の向上を図るため、自主防災組織と連携し、総合防災訓練や防災に関する講演会、出前講座等を実施し、家庭での予防・安全対策の必要性、災害時の行動等防災知識の普及啓蒙を図るものとします。実施に際しては、広報紙、ホームページ、パンフレット等を活用し、町民の積極的な参加を呼びかけます。また、併せて先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等の耐震診断・耐震改修に関する情報提供を行っていきます。

(4) 技術者の養成

県及び建築関連団体では、技術者の耐震診断及び耐震改修に必要な知識や技術の習得、資質の向上を図るため、建築士又は建築施工技術者等を対象とする講習会や研修会を実施しています。

また、県では「みやぎ木造住宅耐震診断士」養成講習会及び「みやぎ木造住宅耐震改修施工技術者」養成講習会を開催し、技術者の養成を図るとともに、その受講修了登録者リストを公表し、その普及に努めています。

本町では、県や関連団体と協力して講習会等の紹介、誘致を行っていきます。

(5) リフォームにあわせた耐震改修の誘導策

耐震改修工事を行う際に、工事費用が建築物所有者にとって大きな負担となり、耐震化の促進に障害となることが予想されます。費用や手間を軽減するには、バリアフリー化等他の目的のリフォームにあわせて行うことが効果的です。

本町では、リフォーム事業者や建築関連団体と連携して、リフォーム時の耐震診断・耐震改修の普及に努めます。

(6) 室内の安全対策

震災時には、家具の転倒による人的被害の発生や、転倒した家具による避難・救助の妨げが懸念されます。

平成7年の阪神淡路大震災では、倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し、多くの犠牲者が発生しました。また、平成15年7月の宮城県北部連続地震においても、地震により倒壊を免れた住宅でも家具等が転倒し多くの負傷者が出ています。

本町では、家具の転倒や落下を防止する具体的な方法（金具、防止器具の取り付け方法）について、広報紙、パンフレット等で情報提供を行い、室内の安全対策を呼びかけるとともに、「室内安全推進事業」の実施を検討します。

(7) 町内会、NPO 等との連携に関する方針

地震発生時の被害軽減を図るためには、地域住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識を持って行動することが必要となります。

本町では町内の全地域に、地区内の全住民が参加する自主防災組織の形成・育成に努めます。また、これらの組織と協力して、防災訓練の継続的な実施や防災意識を高めるための普及・啓発活動を行います。

8 その他関連施策

(1) 宮城県建築物等地震対策推進協議会

耐震診断・耐震改修の円滑な推進を図るため、県は市町村、建築関係団体、民間の建築物所有者団体及び学識経験者からなる「宮城県既存建築物耐震改修促進協議会」を平成13年12月に設立しています。

平成17年6月に、震災後の二次災害防止及び復旧対策を検討する「宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会」と統合して「宮城県建築物等地震対策推進協議会」を組織しました。これにより、地震前・地震後対策を総合的に推進する体制に強化され、近い将来発生すると予想されている大規模地震に向けて、建築物の耐震化や地震により被害を受けた建築物の早期復旧など地震による被害を軽減するための様々な課題に対して、学識経験者、県、市町村、建築関係団体が連携して取り組む体制となっています。

本町は、協議会を活用し、産学官による建築物の耐震化の推進方策等の検討・情報交換を行うとともに、産学官一体となった推進体制の整備・拡充を行い、本計画の推進を図ります。

(2) みやぎ方式による地震防災プログラムの推進

1978年宮城県沖地震の教訓が風化しつつあり、若者に世代継続していく必要があります。また、これからの高齢社会を考えると地震に強いまちづくりには自主防災組織等への若者の参加が不可欠となります。そのためには、若者への地震防災教育が必要であり、自分の身を守るための「自助」教育と、皆で助け合うための「共助」教育を行う必要があります。

「宮城県建築物等地震対策推進協会」では、中学生及び高校生を対象に、地震の発生メカニズムや過去の建築物の地震被害状況、木造住宅の簡易耐震診断方法等の授業を行い、耐震診断の重要性を教えるとともに、この知識を地域防災活動に役立てられること、また役立てて欲しいことを教えることを内容とする「みやぎ方式による地震防災教育プログラム」を開発し、宮城県沖地震の教訓を語り継いでいます。

本町でもこの教育プログラムを活用し、中学校及び高等学校における地震防災教育の推進に努めます。

(3) ブロック塀等の倒壊防止対策

昭和53年の宮城県沖地震における被害の特徴は、犠牲者の半数以上が倒壊したブロック塀によるものであったことがあげられます。

本町では、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、倒壊のおそれのあるものに対しては、除去工事助成制度を活用して安全対策の推進を図ります。



写真-8.1 福岡県西方沖地震によるブロック塀の倒壊

(4) 宮城県住宅耐震隊推進協議会

地域における既存木造住宅の耐震化を県と市町村が連携して促進するため、建築関係団体からなる「宮城県住宅耐震隊推進協議会」が平成17年6月に設立され、県内各地に住宅耐震隊が設立されています。

本町では、町内地域の住宅耐震隊の活動への協力を行います。

(5) 被災建築物・宅地の応急危険度判定

本町は、大規模震災発生時における余震などによる倒壊や外壁等の落下等による二次災害を防止することを目的に、県と協力をして建築物及び宅地の応急危険度判定実施に係る体制の整備を行います。

卷 末 資 料

【資料 - 1】 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

発 令 平成 7年10月27日法律第123号

最終改正 平成18年 6月 2日法律第 50号

第一章 総則

（目的）

第1条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項又は第97条の3第1項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

（国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第3条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

第二章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

（基本方針）

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

五 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなけれ

ばならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画(以下「都道府県耐震改修促進計画」という。)を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

二 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項

三 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

四 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項

五 その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第二号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

一 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合 当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項

二 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。)第3条第四号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅(特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。)を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅法第3条第四号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合 特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

三 前項第一号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合 機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項

4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。

5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。

6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。

7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勧案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。

8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第8条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- 一 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- 二 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- 三 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第一号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断又は耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第三号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- 一 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- 二 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- 三 前条第二号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

【資料 - 2】 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

発 令 平成 7年12月22日政令第429号

最終改正 平成19年 8月 3日政令第235号

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第四号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

一 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第四号に規定する延べ面積をいう。）が1万平方メートルを超える建築物

二 その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあっては、卸売市場と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第2条 法第6条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設

二 診療所

三 映画館又は演芸場

四 公会堂

五 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗

六 ホテル又は旅館

七 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍又は下宿

八 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの

九 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

十 博物館、美術館又は図書館

十一 遊技場

十二 公衆浴場

十三 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの

十四 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗

十五 工場

十六 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの

十七 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設

十八 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物

2 法第6条第一号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。

- 一 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの
- 二 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第八号若しくは第九号に掲げる建築物（保育所を除く。） 階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
- 三 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第一号から第七号まで若しくは第十号から第十八号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
- 四 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条 法第6条第二号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- 一 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
- 二 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類又は同表備考第八号に規定する可燃性液体類
- 三 マッチ
- 四 可燃性のガス（次号及び第六号に掲げるものを除く。）
- 五 圧縮ガス
- 六 液化ガス
- 七 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）

2 法第6条第二号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第六号及び第七号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。

- 一 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
 - イ 火薬 10トン
 - ロ 爆薬 5トン
 - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
 - ニ 銃用雷管 500万個
 - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
 - ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
 - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
 - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
- 二 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
- 三 危険物の規制に関する政令別表第4備考第六号に規定する可燃性固体類 30トン
- 四 危険物の規制に関する政令別表第4備考第八号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
- 五 マッチ 300マッチトン
- 六 可燃性のガス（次号及び第八号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
- 七 圧縮ガス 20万立方メートル
- 八 液化ガス 2000トン
- 九 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン
- 十 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン

- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

(多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件)

第4条 法第6条第三号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- 一 12メートル以下の場合 6メートル
- 二 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

(所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件)

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
 - 二 病院又は診療所
 - 三 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
 - 四 集会場又は公会堂
 - 五 展示場
 - 六 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
 - 七 ホテル又は旅館
 - 八 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
 - 九 博物館、美術館又は図書館
 - 十 遊技場
 - 十一 公衆浴場
 - 十二 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
 - 十三 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
 - 十四 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
 - 十五 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
 - 十六 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
 - 十七 幼稚園又は小学校等
 - 十八 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
 - 十九 法第7条第2項第三号に掲げる特定建築物
- 2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- 一 前項第一号から第十六号まで又は第十八号に掲げる特定建築物(保育所を除く。) 床面積の合計が2000平方メートルのもの
 - 二 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
 - 三 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
 - 四 前項第十九号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

(報告及び立入検査)

第6条 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。

2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法(平成15年法律第100号)第11条第3項第二号の住宅(共同住宅又は長屋に限る。)又は同項第四号の施設である建築物とする。

【資料 - 3】 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針

告 示 平成18年 1月25日国土交通省告示第184号

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われた。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものであった。この教訓を踏まえて、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）が制定された。

しかし近年、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震など大地震が頻発しており、我が国において、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっている。また、東海地震、東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震及び首都圏直下地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とされるとともに、東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（同年3月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標の達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられているところである。特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施することが求められている。

この告示は、このような認識の下に、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、基本的な方針を定めるものである。

一 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項

1 国、地方公共団体、所有者等の役割分担

住宅・建築物の耐震化の促進のためには、まず、住宅・建築物の所有者等が、地域防災対策を自らの問題、地域の問題として意識して取り組むことが不可欠である。国及び地方公共団体は、こうした所有者等の取組をできる限り支援するという観点から、所有者等にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の構築など必要な施策を講じ、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくべきである。

2 公共建築物の耐震化の促進

公共建築物については、災害時には学校は避難場所等として活用され、病院では災害による負傷者の治療が、国及び地方公共団体の庁舎では被害情報収集や災害対策指示が行われるなど、多くの公共建築物が応急活動の拠点として活用される。このため、平常時の利用者の安全確保だけでなく、災害時の拠点施設としての機能確保の観点からも公共建築物の耐震性確保が求められるとの認識のもと、強力に公共建築物の耐震化の促進に取り組むべきである。具体的には、国及び地方公共団体は、各施設の耐震診断を速やかに行い、耐震性に係るリストを作成及び公表するとともに、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むべきである。

3 法に基づく指導等の実施

所管行政庁は、すべての特定建築物の所有者に対して、法第7条第1項の規定に基づく指導・助言を実施するよう努めるとともに、指導に従わない者に対しては同条第2項の規定に基づき必要な指示を行い、その指示に従わなかったときは、その旨を公報、ホームページ等を通じて公表すべきである。

また、指導・助言、指示等を行ったにもかかわらず、特定建築物の所有者が必要な対策をとらなかった場合には、所管行政庁は、構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性について著しく保安上危険であると認められる建築物（別添の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項（以下「別添の指針」という。）第1第一号及び第二号の規定により構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性を評価した結果、地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険

性が高いと判断された建築物をいう。)については速やかに建築基準法(昭和25年法律第201号)第10条第3項の規定に基づく命令を、損傷、腐食その他の劣化が進み、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれがあると認められる建築物については、同条第1項の規定に基づく勧告や同条第2項の規定に基づく命令を行うべきである。

また、法第8条第3項の計画の認定についても、所管行政庁による適切かつ速やかな認定が行われるよう、国は、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

さらに、建築物の倒壊による道路の閉塞対策として、都道府県は、法第5条第3項第一号の規定に基づき都道府県耐震改修促進計画において必要な道路を適切に定めるべきである。

4 所有者等の費用負担の軽減等

耐震診断及び耐震改修に要する費用は、建築物の状況や工事の内容により様々であるが、相当の費用を要することから、所有者等の費用負担の軽減を図ることが課題となっている。このため、地方公共団体は、所有者等に対する耐震診断及び耐震改修に係る助成制度等の整備や耐震改修促進税制の普及に努め、密集市街地や緊急輸送道路・避難路沿いの建築物の耐震化を促進するなど、重点的な取組を行うことが望ましい。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、補助・交付金、税の優遇措置等の制度に係る情報提供等を行うこととする。

また、法第17条の規定に基づき指定された耐震改修支援センター(以下「センター」という。)が債務保証業務、情報提供業務等を行うこととしているが、国は、センターを指定した場合には、センターの業務が適切に運用されるよう、センターに対して必要な指導等を行うとともに、都道府県に対し、必要な情報提供等を行うこととする。さらに、所有者等が耐震改修工事を行う際に仮住居の確保が必要となる場合については、地方公共団体が、公共賃貸住宅の空家の紹介等に努めることが望ましい。

5 相談体制の整備及び情報提供の充実

近年、悪質なリフォーム工事詐欺による被害が社会問題となっており、住宅・建築物の所有者等が安心して耐震改修を実施できる環境整備が重要な課題となっている。特に、「どの事業者に頼めばよいか」、「工事費用は適正か」、「工事内容は適切か」、「改修の効果はあるのか」等の不安に対応する必要がある。このため、全国の市町村は、耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口を設置するよう努めるべきであり、国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。また、地方公共団体は、センター等と連携し、先進的な取組事例、耐震改修事例、一般的な工事費用、専門家・事業者情報、助成制度概要等について、情報提供の充実を図ることが望ましい。

6 専門家・事業者の育成及び技術開発

適切な耐震診断及び耐震改修が行われるためには、専門家・事業者が耐震診断及び耐震改修について必要な知識、技術等の更なる習得に努め、資質の向上を図ることが望ましい。国及び地方公共団体は、センター等の協力を得て、講習会や研修会の開催、受講者の登録・紹介制度の整備等に努めるものとする。また、簡易な耐震改修工法の開発やコストダウン等が促進されるよう、国及び地方公共団体は、関係団体と連携を図り、耐震診断及び耐震改修に関する調査及び研究を実施することとする。

7 地域における取組の推進

地方公共団体は、地域に根ざした専門家・事業者の育成、町内会等を単位とした地震防災対策への取組の推進、NPOとの連携や地域における取組に対する支援、地域ごとに関係団体等からなる協議会の設置等を行うことが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

8 その他の地震時の安全対策

地方公共団体及び関係団体は、ブロック塀の倒壊防止、窓ガラス、天井等の落下防止対策についての改善指導や、地震時のエレベータ内の閉じ込め防止対策の実施に努めるべきであり、国は、地方公共団体及び関係団体に対し、必要な助言、情報提供等を行うこととする。

二 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項

1 建築物の耐震化の現状

平成15年の統計調査に基づき、我が国の住宅については総数約4,700万戸のうち、約1,150万戸（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。この推計では、耐震性が不十分な住宅は、平成10年の約1,400万戸から5年間で約250万戸減少しているが、大部分が建替えによるものであり、耐震改修によるものは5年間で約32万戸に過ぎないと推計されている。

また、法第6条第一号に掲げる学校、病院、劇場、百貨店、事務所、老人ホーム等であって、階数が3以上、かつ、延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物（以下「多数の者が利用する建築物」という。）については、約36万棟のうち、約9万棟（約25%）が耐震性が不十分と推計されている。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、現状の約75%を、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。耐震化率を9割とするためには、今後、少なくとも住宅の耐震化は約650万戸（うち耐震改修は約100万戸）、多数の者が利用する建築物の耐震化は約5万棟（うち耐震改修は約3万棟）とする必要があり、建替え促進を図るとともに、現在の耐震改修のペースを2倍ないし3倍にすることが必要となる。

また、建築物の耐震化のためには、耐震診断の実施の促進を図ることが必要であり、今後5年間で、10年後の耐震化率の目標達成のために必要な耐震改修の戸数又は棟数と同程度の耐震診断の実施が必要となると考えて、住宅については約100万戸、多数の者が利用する建築物については約3万棟の耐震診断の実施が必要であり、さらに、平成27年までに、少なくとも住宅については150万戸ないし200万戸、多数の者が利用する建築物については約5万棟の耐震診断の実施を目標とすることとする。

特に、公共建築物については、各地方公共団体において、今後、できる限り用途ごとに目標が設定されるよう、国土交通省は、関係省庁と連携を図り、必要な助言、情報提供を行うこととする。

三 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項

建築物の耐震診断及び耐震改修は、既存の建築物について、現行の耐震関係規定に適合しているかどうかを調査し、これに適合しない場合には、適合させるために必要な改修を行うことが基本である。

しかしながら、既存の建築物については、耐震関係規定に適合していることを詳細に調査することや、適合しない部分を完全に適合させることが困難な場合がある。このような場合には、建築物の所有者等は、別添の指針に基づいて耐震診断を行い、その結果に基づいて必要な耐震改修を行うべきである。

四 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項

建築物の所有者等が、地震防災対策を自らの問題、地域の問題として意識することができるよう、地方公共団体は、過去に発生した地震の被害と対策、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（以下「地震防災マップ」という。）、建築物の耐震性能や免震等の技術情報、地域での取組の重要性等について、町内会等や各種メディアを活用して啓発及び知識の普及を図ることが考えられる。国は、地方公共団体に対し、必要な助言及び情報提供等を行うこととする。

また、地方公共団体が適切な情報提供を行うことができるよう、地方公共団体とセンターとの間で必要な情報の共有及び連携が図られることが望ましい。

五 都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

1 都道府県耐震改修促進計画の基本的な考え方

都道府県は、法第5条第1項の規定に基づく都道府県耐震改修促進計画（以下単に「都道府県耐震改修促進計画」という。）を、法施行後できるだけ速やかに策定すべきである。

都道府県耐震改修促進計画の策定に当たっては、道路部局、防災部局、衛生部局、教育委員会等とも連携するとともに、都道府県内の市町村の耐震化の目標や施策との整合を図るため、市町村と協議会を設置する等の取組を行うことが考えられる。

なお、都道府県は、耐震化の進捗状況や新たな施策の実施等にあわせて、適宜、都道府県耐震改修促進計画の見直しを行うことが望ましい。

2 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

都道府県耐震改修促進計画においては、二2の目標を踏まえ、各都道府県において想定される地震の規模、被害の状況、建築物の耐震化の現状等を勘案し、可能な限り建築物の用途ごとに目標を定めることが望ましい。なお、都道府県は、定めた目標について、一定期間ごとに検証するべきである。

特に、学校、病院、庁舎等の公共建築物については、関係部局と協力し、今後速やかに耐震診断を行い、その結果の公表に取り組むとともに、具体的な耐震化の目標を設定すべきである。また、重点化を図りながら着実な耐震化を推進するため、都道府県は、公共建築物に係る整備プログラム等を作成することが望ましい。

3 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

都道府県耐震改修促進計画においては、都道府県、市町村、建築物の所有者等との役割分担の考え方、実施する事業の方針等基本的な取組方針について定めるとともに、具体的な支援策の概要、安心して耐震改修等を行うことができるようにするための環境整備、地震時の総合的な安全対策に関する事業の概要等を定めることが望ましい。

法第5条第3項第一号の規定に基づき定めるべき道路は、建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれがある道路であるが、例えば緊急輸送道路、避難路、通学路等避難場所に通ずる道路その他密集市街地内の道路等を定めることが考えられる。特に緊急輸送道路のうち、災害時の拠点施設を連絡する道路であり、災害時における多数の者の円滑な避難、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の観点から重要な道路については、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることが必要な道路として定めるべきである。

また、同項第二号の規定に基づく特定優良賃貸住宅に関する事項は、法第13条の特例の適用の考え方等について定めることが望ましい。

さらに、同項第三号の規定に基づく独立行政法人都市再生機構又は地方住宅供給公社（以下「機構等」という。）による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項は、機構等が耐震診断及び耐震改修を行う地域、建築物の種類等について定めることが考えられる。なお、独立行政法人都市再生機構による耐震診断及び耐震改修の業務及び地域は、原則として都市再生に資するものに限定するとともに、地域における民間事業者による業務を補完して行うよう留意する。

4 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及

都道府県耐震改修促進計画においては、個々の建築物の所在地を識別可能とする程度に詳細な地震防災マップの作成について盛り込むとともに、相談窓口の設置、パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催、耐震診断及び耐震改修に係る情報提供等、啓発及び知識の普及に係る事業について定めることが望ましい。特に、地震防災マップの作成及び相談窓口の設置は、都道府県内のすべての市町村において措置されるよう努めるべきである。

また、地域における地震時の危険箇所の点検等を通じて、住宅・建築物の耐震化のための啓発活動や危険なブロック塀の改修・撤去等の取組を行うことが効果的であり、必要に応じ、町内会等との連携策についても定めることが考えられる。

5 建築基準法による勧告又は命令等の実施

法に基づく指導・助言、指示等について、所管行政庁は、優先的に実施すべき建築物の選定及び対応方針、公表の方法等について定めることが望ましい。

また、法第7条第3項の規定による公表を行ったにもかかわらず、建築物の所有者が耐震改修を行わない場合には、建築基準法第10条第1項の規定による勧告、同条第2項又は第3項の規定による命令等を実施すべきであり、その実施の考え方、方法等について定めることが望ましい。

6 市町村耐震改修促進計画の策定

平成17年3月に中央防災会議において決定された地震防災戦略において、東海地震及び東南海・南海地震の被害を受けるおそれのある地方公共団体については地域目標を定めることが要請され、その他の地域においても減災目標を策定することが必要とされている。こうしたことを踏まえ、法第5条第7項において、基礎自治体である市町村においても耐震改修促進計画を定めるよう努めるものとされたところであり、可能な限りすべての市町村において耐震改修促進計画が策定されることが望ましい。

市町村の耐震改修促進計画の内容については、この告示や都道府県耐震改修促進計画の内容を勘案しつつ、地域の状況を踏まえ、詳細な地震防災マップの作成及び公表、優先的に耐震化に着手すべき建築物や重点的に耐震化すべき区域の設定、地域住民等との連携による啓発活動等について、より地域固有の状況に配慮して作成することが望ましい。

附則

- 1 この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第120号）の施行の日（平成18年1月26日）から施行する。
- 2 平成7年建設省告示第2,089号は、廃止する。
- 3 この告示の施行前に平成7年建設省告示第2,089号第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法については、この告示の別添第1ただし書の規定により、国土交通大臣が同告示第1の指針の一部又は全部と同等以上の効力を有すると認めた方法とみなす。

【資料 - 4】 消防法 別表第 1、危険物の規制に関する政令 別表第 3 及び第 4

(消防法) 発 令 昭和23年 7月24日法律第186号

最終改正 平成20年 5月28日法律第 41号

(危険物の規制に関する政令) 発 令 昭和34年 9月26日政令第306号

最終改正 平成18年 1月25日政令第 6号

(1) 消防法第 2 条第 7 項に規定する危険物 別表第 1

| 類別 | 性 質 | 品 名 |
|-------|----------------|--|
| 第 1 類 | 酸化性固体 | 1. 塩素酸塩類 2. 過塩素酸塩類 3. 無機過酸化物 4. 亜塩素酸塩類 5. 臭素酸塩類 6. 硝酸塩類 7. よう素酸塩類 8. 過マンガン酸塩類 9. 重クロム酸塩類 10. その他のもので政令で定めるもの 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの |
| 第 2 類 | 可燃性固体 | 1. 硫化りん 2. 赤りん 3. 硫黄 4. 鉄粉 5. 金属粉 6. マグネシウム 7. その他のもので政令で定めるもの 8. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9. 引火性固体 |
| 第 3 類 | 自然発火性物質及び禁水性物質 | 1. カリウム 2. ナトリウム 3. アルキルアルミニウム 4. アルキルリチウム 5. 黄りん 6. アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 7. 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 8. 金属の水素化物 9. 金属のりん化物 10. カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11. その他のもので政令で定めるもの 12. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの |
| 第 4 類 | 引火性液体 | 1. 特殊引火物 2. 第 1 石油類 3. アルコール類 4. 第 2 石油類 5. 第 3 石油類 6. 第 4 石油類 7. 動植物油類 |

| | | |
|-----|---------|---|
| 第5類 | 自己反応性物質 | 1. 有機過酸化物 2. 硝酸エステル類 3. ニトロ化合物 4. ニトロソ化合物 5. アゾ化合物 6. ジアゾ化合物 7. ヒドラジンの誘導体 8. ヒドロキシルアミン 9. ヒドロキシルアミン塩類 10. その他のもので政令で定めるもの 11. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの |
| 第6類 | 酸化性液体 | 1. 過塩素酸 2. 過酸化水素 3. 硝酸 4. その他のもので政令で定めるもの 5. 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの |

備考

- 酸化性固体とは、固体（液体（一気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を超え40度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（一気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する敏感性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 可燃性固体とは、固体であって、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第2号に規定する性状を示すものとみなす。
- 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- マグネシウム及び第2類の項第8号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 引火性固体とは、固形アルコールその他一気圧において引火点が40度未満のものをいう。
- 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- 引火性液体とは、液体（第3石油類、第4石油類及び動植物油類にあつては、一気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他一気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。
- 第1石油類とは、アセトン、ガソリンその他一気圧において引火点が21度未満のものをいう。

13. アルコール類とは、一分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和一価アルコール(変性アルコールを含む。)をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
14. 第2石油類とは、灯油、軽油その他一気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
15. 第3石油類とは、電池、クレオソート油その他一気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
16. 第4石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他一気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
17. 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
18. 自己反応性物質とは、固体又は液体であって、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
19. 第5類の項第11号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
20. 酸化性液体とは、液体であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
21. この表の性質欄に掲げる性状の2以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

(2) 危険物の規制に関する政令 別表第3 (第1条の11関係)

| 類別 | 品名 | 性質 | 指定数量 |
|-------|------------|-------------------|---------|
| 第1類 | | 第1種酸化性固体 | 50kg |
| | | 第2種酸化性固体 | 300kg |
| | | 第3種酸化性固体 | 1,000kg |
| 第2類 | 硫化りん | | 100kg |
| | 赤りん | | 100kg |
| | 硫黄 | | 100kg |
| | | 第1種可燃性固体 | 100kg |
| | 鉄粉 | | 500kg |
| | | 第2種可燃性固体 | 500kg |
| | 引火性固体 | | 1,000kg |
| 第3類 | カリウム | | 10kg |
| | ナトリウム | | 10kg |
| | アルキルアルミニウム | | 10kg |
| | アルキルリチウム | | 10kg |
| | | 第1種自然発火性物質及び禁水性物質 | 10kg |
| | 黄りん | | 20kg |
| | | 第2種自然発火性物質及び禁水性物質 | 50kg |
| | | 第3種自然発火性物質及び禁水性物質 | 300kg |
| 第4類 | 特殊引火物 | | 50 |
| | 第1石油類 | 非水溶性液体 | 200 |
| | | 水溶性液体 | 400 |
| | アルコール類 | | 400 |
| | 第2石油類 | 非水溶性液体 | 1,000 |
| | | 水溶性液体 | 2,000 |
| | 第3石油類 | 非水溶性液体 | 2,000 |
| | | 水溶性液体 | 4,000 |
| | 第4石油類 | | 6,000 |
| 動植物油類 | | 10,000 | |
| 第5類 | | 第1種自己反応性物質 | 10kg |
| | | 第2種自己反応性物質 | 100kg |
| 第6類 | | | 300kg |

備考

1. 第1種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すものであることをいう。

イ 臭素酸カリウムを標準物質とする第1条の3第2項の燃焼試験において同項第2号の燃焼時間が同項第1号の熱焼時間と等しいか若しくはこれより短いこと又は塩素酸カリウムを標準物質とする同条第6項の落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんと混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。

- ロ 第1条の3第1項に規定する大量燃焼試験において同条第3項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第7項の鉄管試験において鉄管が完全に裂けること。
2. 第2種酸化性固体とは、粉粒状の物品にあっては次のイに掲げる性状を示すもの、その他の物品にあっては次のイ及びロに掲げる性状を示すもので、第1種酸化性固体以外のものであることをいう。
- イ 第1条の3第1項に規定する燃焼試験において同条第2項第2号の燃焼時間が同項第1号の燃焼時間と等しいか又はこれより短いこと及び同条第5項に規定する落球式打撃感度試験において試験物品と赤りんとの混合物の爆発する確率が50パーセント以上であること。
- ロ 前号ロに掲げる性状
3. 第3種酸化性固体とは、第1種酸化性固体又は第2種酸化性固体以外のものであることをいう。
4. 第1種可燃性固体とは、第1条の4第2項の小ガス炎着火試験において試験物品が3秒以内に着火し、かつ、燃焼を継続するものであることをいう。
5. 第2種可燃性固体とは、第1種可燃性固体以外のものであることをいう。
6. 第1種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自生発火性試験において試験物品が発火するもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが発火するものであることをいう。
7. 第2種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1条の5第2項の自然発火性試験において試験物品が紙を焦がすもの又は同条第5項の水との反応性試験において発生するガスが着火するもので、第1種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
8. 第3種自然発火性物質及び禁水性物質とは、第1種自然発火性物質及び禁水性物質又は第2種自然発火性物質及び禁水性物質以外のものであることをいう。
9. 非水溶性液体とは、水溶性液体以外のものであることをいう。
10. 水溶性液体とは、1気圧において、温度20度で同容量の純水と緩やかにかき混ぜた場合に、流動がおさまった後も当該混合液が均一な外観を維持するものであることをいう。
11. 第1種自己反応性物質とは、孔径が9ミリメートルのオリフィス板を用いて行う第1条の7第5項の圧力容器試験において破裂板が破裂するものであることをいう。
12. 第2種自己反応性物質とは、第1種自己反応性物質以外のものであることをいう。

(3) 危険物の規制に関する政令 別表第4 (第1条の12関係)

| 品 名 | | 数 量 |
|------------|---------|------------------|
| 綿花類 | | 200kg |
| 木毛及びかんなくず | | 400kg |
| ぼろ及び紙くず | | 1,000kg |
| 糸類 | | 1,000kg |
| わら類 | | 1,000kg |
| 再生資源燃料 | | 1,000kg |
| 可燃性固体類 | | 3,000kg |
| 石炭・木炭類 | | 10,000kg |
| 可燃性液体類 | | 2m ³ |
| 木材加工品及び木くず | | 10m ³ |
| 合成樹脂類 | 発泡させたもの | 20m ³ |
| | その他のもの | 3,000kg |

備考

1. 綿花類とは、不熱性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻系原料をいう。
2. ぼろ及び紙くずは、不燃性又は難燃性でないもの（動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。）をいう。
3. 糸類とは、不燃性又は難燃性でない糸（糸くずを含む。）及び繭をいう。
4. わら類とは、乾燥わら、乾燥藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。
5. 再生資源燃料とは、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源を原材料とする燃料をいう。
6. 可燃性固体類とは、固体で、次のイ、ハ又はこのいずれかに該当するもの（1気圧において、温度20度を超え40度以下の間において液状となるもので、次のロ、ハ又はこのいずれかに該当するものを含む。）をいう。
 - イ 引火点が40度以上100度未満のもの
 - ロ 引火点が70度以上100度未満のもの
 - ハ 引火点が100度以上200度未満で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもの
 - ニ 引火点が200度以上で、かつ、燃焼熱量が34キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が100度未満のもの
7. 石炭・木炭類には、コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。
8. 可燃性液体類とは、法別表第1備考第14号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第15号及び第16号の総務省令で定める物品で1気圧において温度20度で液状であるもの、同表備考第17号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で1気圧において温度20度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品（1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）で一気圧において引火点が250度以上のものをいう。
9. 合成樹脂類とは、不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず（不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。）をいい、合成樹脂の級維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

美里町地震防災マップ

地域の危険度マップとは

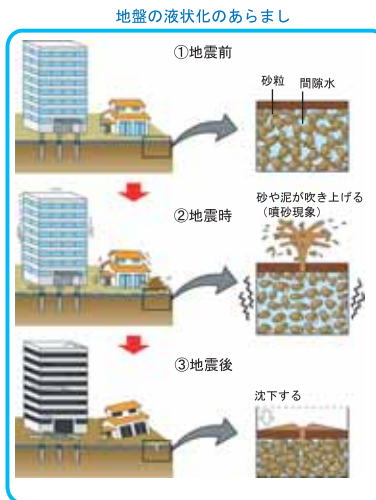
地域の危険度マップは、地震による建築物(木造)被害を、その被害の程度に応じてランク分けした上で、地図に表したものです。具体的には、「揺れやすさマップ」で示した強さの揺れとなった場合に、地盤の液化化(※1)の影響を含めて、全壊(※2)程度の被害を受けると想定される建築物(木造)の割合を、「危険度」としています。



全壊した住宅の状況 (H19 新潟県中越沖地震)

※1 地盤の「液化化」とは？(右の図)

水分が多く含まれている地盤において、強い地震の揺れにより地中の土の粒の安定が崩れ、地盤が泥水のような状態になることを「液化化」といいます。低地や埋立地などで起こりやすいとされています。場合によっては、泥水が地表に噴き出たりします。地盤の液化化が起こると、地盤の沈下、地中のマンホールの浮き上がり、建築物の傾き・倒壊などの被害が発生することがあります。(文部科学省(2006)「地震がわかる」から抜粋、加筆修正)



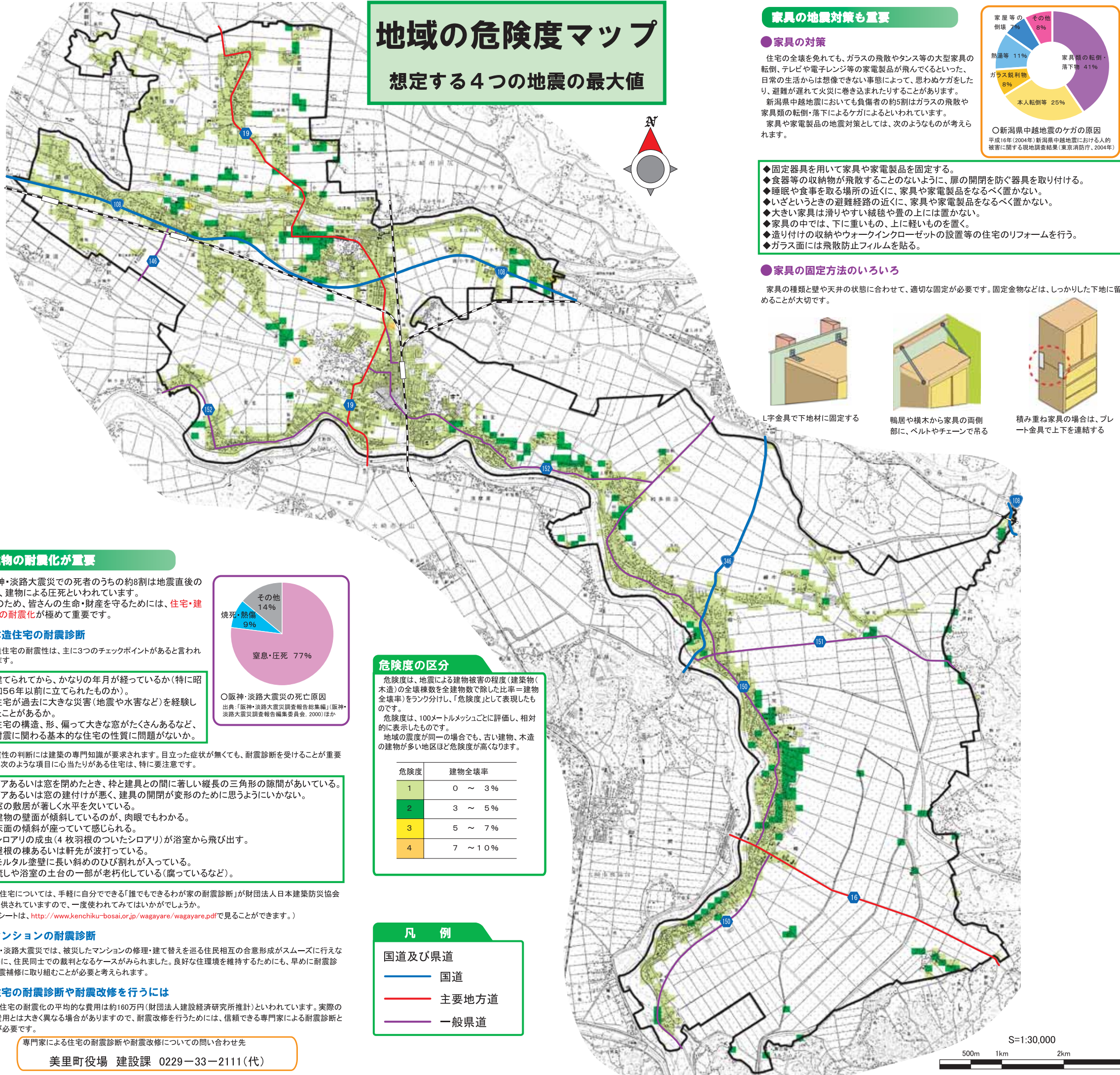
建築物の被害の区分

| 全壊 | 半壊 | 一部被害 | 無被害 |
|---------------------------------|-----------------------------|---------------------------------------|-------------------|
| | | | |
| 住宅の全壊、もしくは外壁や柱の破損が一部を除いて全壊している。 | 居住のための基本的な機能が一部を失った状態を指します。 | 壁面や屋根が生じた被害が、居住のための基本的な機能を失った状態を指します。 | 被害が生じていない状態を指します。 |

※2 「全壊」とは？(左の図)
「全壊」とは、台風や地震などの自然災害による建物の被害の程度の中でも、もっとも大きく被害を受けた状態を指します。具体的には平成13年6月に国によって定められた「災害の被害認定基準」の中で「住居がその居住のための基本的機能を喪失したもの」と定義されています。

地震発生時の行動のポイント

| | | |
|-------|--|--|
| 地震発生 | <p>まず、身を守る</p> <ul style="list-style-type: none"> ●最初の大きな揺れは1分間机の下などへ、あわてて外に飛び出さない ●脱出口を確保する ドア、窓を開ける | |
| 1~2分 | <p>揺れが収まったらすばやく火の始末</p> <ul style="list-style-type: none"> ●火元を確認する 火が出たら落ち着いて初期消火。 ●家族の安全を確保する 倒れた家具の下敷きなどでケガをしていないか。 ●靴をはく 室内に散乱したガラスの破片などから足を守る。 | |
| 3分 | <p>隣近所の安全確認 火災の発生を防ぐ</p> <ul style="list-style-type: none"> ●隣近所に声をかける けが人・行方不明者の確認、救出・救護。 ●近所に火が出ていたら初期消火 大声で知らせる 消火器を使う バケツリレーをする(風呂に水をためておく) | |
| 5分 | <p>ラジオなどで正しい情報を入力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●正しい情報をつかむ ラジオや市役所、自主防災組織の情報を聞く。 ●電話はなるべく使わない 緊急連絡電話が優先。 安否確認は「災害用伝言ダイヤル1711」で。 ●家屋倒壊などの危険があれば避難 避難するときはガス栓を閉め、ブレーカーを落とす。 | |
| 数時間 | <p>協力して消火 救出・救護活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ●水・食料は蓄えているもので ●壊れた家には入らない 無理をして、二次災害を起すのはいけない。 ●災害情報・被害情報の収集 | |
| 3日くらい | | |



地域の危険度マップ 想定する4つの地震の最大値

家具の地震対策も重要

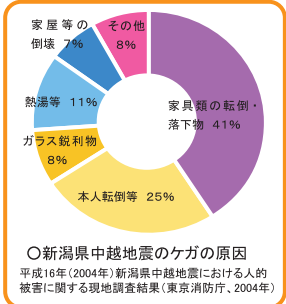
●家具の対策

住宅の全壊を免れても、ガラスの飛散やタンス等の大型家具の転倒、テレビや電子レンジ等の家電製品が飛んでくるといった、日常生活からは想像できない事態によって、思わぬケガをしたり、避難が遅れて火災に巻き込まれたりすることがあります。新潟県中越地震においても負傷者の約5割はガラスの飛散や家具類の転倒・落下によるケガによるといわれています。家具や家電製品の地震対策としては、次のようなものが考えられます。

- ◆固定器具を用いて家具や家電製品を固定する。
- ◆食器等の収納物が飛散することのないように、扉の開閉を防ぐ器具を取り付ける。
- ◆睡眠や食事をする場所の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- ◆いざというときの避難経路の近くに、家具や家電製品をなるべく置かない。
- ◆大きい家具は滑りやすい絨毯や畳の上には置かない。
- ◆家具の中では、下に重いもの、上に軽いものを置く。
- ◆造り付けの収納やウォークインクローゼットの設置等の住宅のリフォームを行う。
- ◆ガラス面には飛散防止フィルムを貼る。

●家具の固定方法のいろいろ

家具の種類と壁や天井の状態に合わせて、適切な固定が必要です。固定金物などは、しっかりした下地に留めることが大切です。



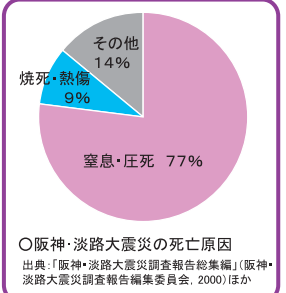
建物の耐震化が重要

阪神・淡路大震災での死者のうちの約8割は地震直後の家具、建物による圧死といわれています。そのため、皆さんの生命・財産を守るためには、**住宅・建築物の耐震化**が極めて重要です。

●木造住宅の耐震診断

木造住宅の耐震性は、主に3つのチェックポイントがあると言われてしています。

- 建てられてから、かなりの年月が経っているか(特に昭和56年以前に建てられたものか)。
- 住宅が過去に大きな災害(地震や水害など)を経験したことがあるか。
- 住宅の構造、形、偏って大きな窓がたくさんあるなど、耐震に関わる基本的な住宅の性質に問題がないか。



耐震性の判断には建築の専門知識が要求されます。目立った症状が無くても、耐震診断を受けることが重要です。次のような項目に心当たりがある住宅は、特に要注意です。

- ドアあるいは窓を閉めたとき、枠と建具との間に著しい縦長の三角形の隙間があいている。
- ドアあるいは窓の建付けが悪く、建具の開閉が変形のために思うようにならない。
- 窓の敷居が著しく水平を欠いている。
- 建物の壁面が傾斜しているのが、肉眼でもわかる。
- 床面の傾斜が座っていて感じられる。
- シロアリの成虫(4枚羽根のついたシロアリ)が浴室から飛び出す。
- 屋根の棟あるいは軒先が波打っている。
- モルタル塗壁に長い斜めのひび割れが入っている。
- 流しや浴室の土台の一部が老朽化している(腐っているなど)。

木造住宅については、手軽に自分でできる「誰でもできるわが家の耐震診断」が財団法人日本建築防災協会から提供されていますので、一度使われてみてはいかがでしょうか。(診断シートは、<http://www.kenchiku-bosai.or.jp/wagayare/wagayare.pdf>で見ることができます。)

●マンションの耐震診断

阪神・淡路大震災では、被災したマンションの修理・建て替えを巡る住民相互の合意形成がスムーズに行えないために、住民同士での裁判となるケースがみられました。良好な環境を維持するためにも、早めに耐震診断・耐震補修に取り組むことが必要と考えられます。

●住宅の耐震診断や耐震改修を行うには

木造住宅の耐震化の平均的な費用は約160万円(財団法人建設経済研究所推計)といわれています。実際の施工費用とは大きく異なる場合がありますので、耐震改修を行うためには、信頼できる専門家による耐震診断と設計が必要です。

専門家による住宅の耐震診断や耐震改修についての問い合わせ先
美里町役場 建設課 0229-33-2111(代)

危険度の区分

危険度は、地震による建物被害の程度(建築物木造)の全壊棟数を全建物数で除した比率=建物全壊率)をランク分けし、「危険度」として表現したものです。危険度は、100メートルメッシュごとに評価し、相対的に表示したものです。地域の震度が同一の場合でも、古い建物、木造の建物が多い地区ほど危険度が高くなります。

| 危険度 | 建物全壊率 |
|-----|---------|
| 1 | 0 ~ 3% |
| 2 | 3 ~ 5% |
| 3 | 5 ~ 7% |
| 4 | 7 ~ 10% |

凡例

- 国道及び県道
- 国道
- 主要地方道
- 一般県道

